

監獄協會雜誌

第參拾四卷
第十號

目 要

- | | |
|-----------------------|-----------|
| □ 監獄行政の強制行爲に就て..... | 寺 崎 勝 治 |
| □ 將來の監獄..... | 田 中 秀 寶 |
| □ 活動寫眞の現狀と其弊害及利用..... | 星 野 辰 男 |
| □ 沖繩の民俗と女性犯人..... | 黒 田 源 太 郎 |
| □ 恩典の悲哀..... | 荊 屋 老 龜 |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
大正十年十月三十日發行(毎月一回廿日發行)

日本政法新誌

第十八卷 第十號

(第一百九十六號)

論說	勞働協約團體交渉ニ關スル獨逸法制…… 法學士 安井 英二
失跡宣告取消前ニ爲シタル行爲ノ效果…… 判 事 遠藤登喜夫	
新借地法新借家法ノ疑義…… 辯護士 山野井龜五郎	
信託及信託事業ニ就テ(接第八號)會 員 榎並 赴夫	
質疑應答	取締役ノ選任ニ關シ候補者タル株主ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ルヤ…… 辯護士 花村 四郎
海外近況	○日英同盟の繼續と華府會議 ○愛蘭問題とスマツ將軍 ○華府へは何人 ○トルコ方面の不穩 ○ノースクリップと濠洲 ○沙漠の空中航路 ○埃及問題 …… 門 外 漢
漫 錄	温故叢談…… 栽培經濟論…… 藤郎生
判例要旨	大審民刑事部判例
雜 纂	○高等試驗行政科試驗問題 ○高等試驗外交科試驗問題 ○司法官辯護士試驗委員 ○司法試驗法改正要點 ○少年法案及矯正院法案 ○會計法公布期 ○感化院法改正
日本大事記	○各科授業開始 ○文部省委託學生氏名發表 ○社會問題講演旅行 ○支那語同友研究會の活動 ○九州地方講演會 ○校友會臺北支部別選會會員消息 ○會費領取報告 ○正誤

日本政法學會發行

(定價一冊四拾錢郵稅壹錢五厘)

簡潔と明瞭の本は二大特色!!!

最新刊 品文學士 寺田精一先生著 犯罪心理講義

四六版總布製二三〇頁
配本實費金壹圓六拾錢
送料 本會負擔

本書は本會發行「變態心理學講義錄」中の一部份にして、元來非賣品なれども、今回或方面よりの懇請に依り、特に法曹司直の任に當らるる諸士に限り、實費を以て配本す。速に御注文を請ふ。

—(第一次目)—

第一章 犯罪心理學	第一節、犯罪心理學の意味 第二節、客觀的犯罪心理學 第三節、主觀的犯罪心理學 第四節、犯罪心理學研究の方法
第二章 犯罪の發生	第一節、侵害と應報 第二節、動物の利罰 第三章、未開人の風習 第四節、個人と社會
第三章 自然犯罪と人為犯罪	第一節、犯罪の動機 第二節、自然犯罪 第三節、人為犯罪
第四章 犯罪者の種類	第一節、犯罪者分類の標準 第二節、犯罪の原因よりせる犯罪者の分類
第五章 病類的犯罪者	第一節、病的中間者 第二節、癡癡 第三節、ヒステリ 第四節、酒精中毒 第五節、其他の中毒 第六節、低能 第七節、神經質性並に變質性の異常性格
第六章 生來的犯罪者	第一節、生來的犯罪者の性質 第二節、悖德狂 生來的犯罪者
第七章 習慣的犯罪者	第一節、稟性と境遇 第二節、人の不良化性 第三節、惡の對する思想 第四節、犯罪の習慣性 第五節、職業的犯罪者
第八章 偶發的犯罪者	第一節、偶發的犯罪の原因 第二節、模倣的犯罪者 第三節、一時的的精神異常 第四節、潛在的犯罪者 第五節、錯誤に因る犯罪者
第九章 感情的犯罪者	第一節、感情の激昂 第二節、利他的犧牲感情
第十章 社會適應性	第一節、社會適應性 第二節、身體的條件と社會適應性 第三節、精神條件と社會適應性
第十一章 犯罪行為の過程	第一節、動機に伴ふ經驗 第二節、實行に伴ふ經驗 第三節、實行の經過に伴ふ經驗 第四節、行為後に於ける經驗
第十二章 年齢と犯罪	第一節、年齢と心身の發展 第二節、年齢と犯罪者の分類

東京品川 御東殿 川山 變態心理學會 振替電話 一〇五一一 京東 替振 三〇一 輪高

監獄協會雜誌 第三十四卷第十號 目次

◇ 監獄行制行爲に就て……………寺崎勝治…(一)

◇ 少年受刑者教養論……………藤木法林…(五)

◇ 臺灣の笞刑廢止に就て……………武田嘉太郎…(八)

◇ 將來の監獄……………田中秀寶…(三)

◇ 活動寫眞の現状と其弊害及利用……………星野辰男…(二〇)

◇ 世論一叢……………(三)

◇ 環境の研究補遺……………佐々木英夫…(三九)

◇ 幼囚の遊戯問題……………寺崎生…(四三)



◇ 印度の或監獄の話……………見十生譯…(四五)

◇ 沖繩の民俗と女性犯人……………黒田源太郎…(五三)

◇ 恩典の悲哀……………荊屋老龜…(五九)

◇ 大正七年七月監獄統計……………(六三)

◇ 時事だより……………甲 突 生…(六八)

◇ 予は看守諸君と語る……………有馬四郎助…(六九)

◇ 新時代と吾人の覺悟……………井上榮次…(七)

◇ ラッゲルス・フライス卿の退職……………丁 英 生…(七五)

輔成會報

各月發行
一部金參拾錢

免囚保護事業を知るべき唯一の機關

- 最近最要目
- ◇免囚保護事業の政治學的研究……………寺崎勝治
 - ◇職業紹介事業……………小林鐵太郎
 - ◇免囚保護事業家に望む……………北島良吉
 - ◇こんな出獄人はいかに保護すべきか……………伯水正英
 - ◇職業紹介から職業指導へ……………K T 生
 - ◇差別撤廢の福音……………五羊生
 - ◇第九回免囚保護事業講習會記錄……………
- 社會連帶共同の國家的事業たる

差別—壓迫—排斥—？

暗黒に蠢く免囚三百萬人！

監獄協會雜誌 第三十四卷第十號

論說

監獄行政の強制行為に就いて

典獄寺崎勝治

一般行政の義務履行の強制 財産の徴収 執行罰 代執行 直接強制 武力使用
監獄行政の強制 懲罰處分 戒具 武力
懲罰の種類 結言 武器使用 戒具の使用 結言

國家の權力に對する臣民の義務は法の規定に依りて確定することもあり、又行政機關の行為を俟つて然る後ち始めて確定することもある、而して法令に依り又は法令に基く行政處分に依り臣民が行爲又は不行爲の義務を負擔するに拘はらず之れを履行せざる場合に強制することの出来る手段が四種ある。

一、財産の徴収にして租税の如きものである

二、代執行は義務者の爲すべき行為を自ら又は第三者をして之れを爲さし其の費用を義務者より取り立つるのである、虫害豫防の如きものである

三、執行罰は他人の代りて爲すこと能はざる時又は不行爲を強制すべきときは一定の條件の下に執行罰又

司 法 省 財 團 法 人 輔 成 會 電 話 三 二 八 五 座 二 四 三 四

監獄行政の強制行為に就いて

は強制罰を科することが出来る

四、直接強制と云ふのは身體又は物件に對して實力を加ふることである、工場閉鎖、會合解散の如き場合である。

五、武力の使用 調査は法定の條件を具備する場合に帶劍を使用し又憲兵は兵器を使用することが出来るが何れも自衛行為であつて行政の強制手段を認むるは穩當でない、然れども軍隊が兵力を以て警察上の補助的執行行為を爲すことがある、之れは行政の強制手段と云ふことが出来る、此の場合に於ても法定の條件を具備する場合でなければならぬ

監獄行政に於ける強制手段は懲罰處分、戒具の使用、武器の使用等である

第一、懲罰處分

懲罰處分は在監者が獄内の規則に違反し又は官吏の命令に服従せざる場合に於て紀律に服従せしむる爲めに科する處の制裁である、而して其の制裁は自由を制限し執行を峻嚴ならしめ以て獄内の規則官吏の命令に服従することを強制するのである、懲罰の種類は(一)賞遇の廢止(二)賞遇の停止(三)重屏禁(四)輕屏禁(五)糧食の減量(六)運動の停止(七)圖書書籍閱覽の停止(八)衣類臥具の制限(九)飲食物購入の制限(十)賞與金の削減(十一)叱責等である

(一)通信禁止の如き、面接禁止の如きは有力なる懲罰處分であるけれども我監獄法規は之れを認めないのである。

(二)運動は在監者の保健上必要にして衛生の最少限度であると云つて良からうと思はれる、それから書籍は監獄教育上必要にして看讀書籍の制限は教育を否認するが如き嫌がある、不良の行狀あればある程教育をしなければならぬ、教育が不可能であるならば自修をさせねばならぬ、書籍制限は此の何れをも裏切るものである、獨逸に於ては一、九一八年十二月十九日訓令を以て書籍看讀禁止の懲罰を廢止したのは洵に至當の立法である、運動に就き特に一考すべきは獨房拘禁者の運動停止問題である、工場出役者は假りに屋外運動を爲さるるも作業其のものが運動の伴ふものであれば保健上敢て差支なからうけれども獨房に在るものはそれと同一に論ずることは出来ない、故に少くも獨房拘禁者に對して運動停止處分をしないのが得策であらうと思ふ

第二、武器の使用

武器の使用は不法行為を制壓するための非常手段である、故に

(イ)在監者に對して使用する場合はなければならぬ

(ロ)法定(監獄法第二十條)の場合なることを要するのである

(ハ)携帯する劍又は銃なることを要するが故に棍棒竹刀の如きものの使用を許さないのである

(ニ)職務執行のため必要なることを要するのである、故に職務行為でなければ武器を使用するを許さないのである、本來武器使用は對手人たる在監者の抵抗力を弱めるにあるを以て抵抗力を失つたものに使用することは必要の度を越したものである、それからなるべく對手方の危害を少くするやうに注意しなければならぬ、戒護の最終手段非常行為として武器使用権を認めたものであるから其の使用する場合の妥當なりや否や程度が適當なりや否やを批判されるものである

第三、戒具の使用

受刑者の現在の非擧を制壓する爲めの一時的處分である

- 一、懲役囚又は特別の在監者なるを要するのである
 二、必要ありと認められたものでなければならぬ
 三、左の條件を具備する場合にして下の物體の使用でなければならぬ

- (一) 窄衣は危険なる暴行を爲すものに着用せしむるものである
 (二) 手錠、捕繩は暴行、自殺の虞れある在監者、護送中の在監者に之れを使用するのである
 (三) 鉢は逃走、又は暴行の虞れあるものに之れを使用するのである
 (四) 聯鎖は監外作業に就く懲役囚に之れを使用するものである
 灌水、脱衣、鎮噪室の監禁、幽屏室の監禁等の檢束處分あるけれども我國の監獄法規は之れを採用しないのである、併しながら

(一) 精神病者にして常規を以て律することの出来ないものは精神病監、噪狂監、瘋癲監と名くる特別の監房に拘禁することは事實である
 (二) 精神病者にあらずして高聲を發するもの又は高吟放歌するものに對しては如何なる方法を採るべきか、之れを(一)危険なる暴行を爲すものと認むるは穩當でない、(二)單に暴行者として取扱ふのも妥當と云ふことは出来ない、如此不良囚に對して懲罰處分を爲すは勿論であるけれども之れを以て鎮噪の效を收むることが出来なかつたならば其監房區域内の囚人は神經の刺戟を受けたり、不安を感じたり、安眠を妨げられたり、監内の靜謐を害されるのである、一説は防聲の作用を爲す所の戒具を使用し聲音を止むべしと云ふのである、他の一説は聲音防止の裝置ある監房を築造して之れに收容すべしと云ふのである
 第一説に依り考ふるに聲音の口外に傳響しないやうにするには鼻口を抑へるから保健上、其の使用を危険

なりと斯定することは少しも不當でない、此點からして使用を容認することはどうかと思ふ、第二説は此の點の危険は全然ないのである、即ち音響が屋外に傳はらざる裝置をすればそれで十分である、兩説を比較して二説を採用するのが穩當であらうと思ふ、而して後説に従ひ聲音の傳はらざる裝置として——地下監房又は土藏内に監房を建造し音響の外間に洩るゝことなきやう裝置を爲し、他囚に不良の影響を及ぼさぬやうに他囚に悪感情を起させないやうにするのが最も策の得たるものであると信する(完)

少年受刑者教養論

教誨師 藤木法林

抑も少年受刑者は單に刑の執行其者を目的とするか又は教育を施して之を善化せんとするの精神なるか無論教育を以て善化するを目的とすれば何が故に一般丁年囚と殆んど同様なる受刑者たるの形式を採らざるべからざるか又受刑者たるの意義を没却すれば或は教育不徹底の虞れありとするにあるか抑も教育終局の目的は不良行為者をして善良行為者たらしむるにはあらざるか無論然りとすれば必らずしも受刑者たるの形式に拘泥するの要なきにあらざるや彼等少年受刑者に於ては強ち受刑者たるを自覺せざるもの一人として有り得べからざるは明かなり而も猶は受刑者の形式を採らざれば其意義を没却すとは甚だ謂れなき事にして寧ろ滑稽の事に屬せざるか要は教養善化の一努力あるのみかと思考せらる

斯く論じ來れば懲罰の如き一切之を廢して其如何なる場合と雖も臨機應變總て教育的手段に出でざるべか

らず彼の文書圖書閱讀禁止罰の如き教育を主とするものに對しては全く不合理的のものにして寧ろ之を強て讀ましめて苦痛を感せしむるの却て合理的なるやに思はる其他運動禁止罰の如き身體の健康を害する如き懲罰は全然教育的手段にあらずして實に復讐的手段なりとの外理解するに苦しむ其他重輕屏禁罰の如き慘酷なる懲罰は決して彼等少年の放縱的言行を戒しむるの手段にあらず總じて恐怖不安疑惑等の念を抱かしむるは教育の精神と矛盾するのみならず抑も彼の少年の犯罪に至る道程は多くは其放縱的所爲に對する保護者の懲戒餘りに嚴酷に過ぐる點にありて其嚴しき懲戒を恐るゝの餘り家に歸らず又は家を飛び出して東西に彷徨する間に窮餘出來心生じて遂に犯罪に至るもの概ね然らざるはなし畢竟保護者の訓戒方法其宜しきを得ざるに起因す以之想之へば教育を以て善化せんとするに當り彼の復讐的意味の罰や嚴酷なる懲戒を加へて反省を促さんとするは誤謬も亦甚だしきものにして決して教育主義の上に採るべき適當の手段にあらざるを痛感せられずんばあらず此に於てか予の意見として一切所定の非教育的懲罰の全部を廢して只賞のみを利用し賞表外に新に讚辭又は賞讚なる名義の一項を設け々たる事にて夫が善事なる場合は落度なく之を賞揚し益々其向上心を喚起せしむるの手段を取るの少年教化には最も重要にして而も且らくも忽諸に附すべからざる一事なるを信す此善行に對する讚辭は獨り少年のみならず彼の丁年者と雖も其教養上最も効力を有するものにして殊に名譽心旺盛の少年には最も効力著しきものあるを視る要するに所定の懲罰は少年教化上正しく不合理的にして却て教化上の努力を無効にし抹殺するものたるを確信するものなり此に至て自然言及せざるべからざる一事は建物構造模様にして如何にも嚴然たる宏壯の建築方は未だ一般彼等の家庭と不釣合にして少年受刑者中には或は却て之を喜ぶものあり或は之を恐るゝものあり喜ぶも恐るゝも何れも不可にして教養善化の場所に適せざるを深く憂へざるを得ず然りと雖も既に建築され又は現在建築中のものに付ては此點のみは如何ともし難きを信するも茲には單に所信の一端を披瀝せるに止まる更らに進んで教育其者の内容につき左に聊か愚見を開陳せんと欲す

夙に達觀者の提唱に係る宗教教育の日々思想惡化し行き現在及將來に向つて益其必要を痛感せらるゝの時に方り少年受刑者教育の如き無論速かに宗教教育主義を採用し其心底に宗教心を樹へ付けん事に躊躇すべき時機にあらざるやを切に思はざるを得ず何となれば少年受刑者教育は其起點既に不良行爲即ち犯罪にあればなり而して其教育の目的は不良行爲者をして善良行爲者たらしむるにあり即ち教育勸語の智能を啓發し德器を成就するにありて而も智能の啓發は實に德器を成就せしむるの一段に屬し終局目的は一に德器の成就にあり一般普通の教育と雖も無論智能を啓發すると共に德器を成就せしむるにあるは明かなるも事實は單に智能の啓發に止りて概ね德器は成就せられず夫は日々の新紙明らか之を證し殊に近代智識階級に惡德行爲者類々として續出し轉た心膽をして寒からしむるの現象を呈し來るに於ては誰か宗教教育の必要を無視し去るを得んや是等其多くは天下無比の有りがだき我が教育勸語を教育の精神として教養せられたるものなるにも拘らず德器の成就せられざるは勿論啓發せられたる智能までも惡用せらるゝに至つては實に言語道斷の沙汰と言はざるを得ず然りと雖も哀い哉吾人凡夫は教育勸語を體得し實行し得る如く而かく善人にあらず更らに其根本に於て教育勸語を體得實行せしめらるゝ宗教の信念なからざるべからず宗教の信念は實に教育勸語體得實行の源泉なり此源泉より流出するところの吾人の行爲は期せずして教育勸語の體得者たり實行者たるを得るものなり所謂其觀ざる所に於て戒慎し其聞かざる所に於て恐懼する體の生活は實に聖人君子に非ざる限り宗教の信念を待たざれば能はざる所なりとす此に於てか犯罪を起點とする少年受刑者教育の如き無論宗教教育主義を採用し(教育勸語の全精神に契當せざる宗教は之を排す)宗教的儀式の下に宗教を加味したる教科

一 書を用ひ而も教育勅語を教育の精神とし宗教の信念に依て容易に之が體得者たり實行者たらしむることに努力せざるべからず然り然して歴史の如き修身の如き古來の偉人豪傑又は忠臣義士の多く其裏面に不動の宗教心ありしを無視し單に表面の行動のみを知らしむるに止まり其行動の源泉たり生命たりし重大の宗教心を裏面に葬り去る如き編纂の仕方にては歴史の眞價は没却され其眞髓を掴むに處なく從て讀者を感化せしむるの力甚だ微弱なるを覺へずんばあらず予が宗教を加味したる教科書とは主に斯かる點にありて其行動の凡人に卓越せる殆んど宗教心の發露たるを知らしめ信仰の力の如何に偉大なるかを説き吾人一切の行動は信仰の源泉より流出して始めて教育勅語の體得者たり實行者たり得るを覺知せしめ動きなき思想を樹へ付けて以て善良なる國民を作らん事に努力せざるべからず要するに少年受刑者の教養は家族的温情主義宗教教育を最も適當なりと思考するものなり。

臺灣の答刑廢止に就て

臺灣總督府法務部 武田嘉太郎

一 臺灣の答刑

臺灣に於ける答刑制度は明治三十七年一月律令第一號「罰金及答刑處分例」に依て同年五月一日より施行せられたものであるが、大正十年四月律令第七號を以て之を廢止することとなり五月一日より實施した、律令は法律の委任による立法であつて世間に六三問題と稱し時折議會の壇上を賑はしたことは人の能く知る處である。

罰金及答刑處分例の内容は(一)三月以下の懲役に處すべき臺灣人及支那人の犯罪に付ては其の情狀に依り罰金又は答刑に處することを(二)罰金百圓以下の刑、拘留、科料の刑に處すべき臺灣人及支那人の犯罪に付ては其の情狀に依り答刑に處することを(三)罰金百圓以下又は科料に處せられたる臺灣人及支那人にして之を完納せざるものは其の情狀に依り答刑に換ふることを(四)本令に依り罰金若は答刑に處し又は罰金若は科料を答刑に換ふる場合に於ては一日を一圓を一日若は一圓を答一に折算し(五)答刑は臀に鞭し滿十六歳以上滿六十歳以下の男子に限り(六)一日一回を超えず一回の答數二十五とし(七)身體の健康之を受くるに堪へ難きものは執行猶豫又は免除の場合がある。

答刑執行は受刑者の兩手を左右に展開して十字形の刑盤上に伏せしめ兩腕の關節及兩脚に窄帶を施して執行者は右手に答を携へ之を垂下して受刑者の右又は左側に進み其腕を延長して答頭の臀に接觸すること約三寸の距離に於て位置を定め同時に左足を約一步後ろへ引き、其足尖を外側に向け左手は肘を軽く張り拇指を背ろにして之を臍骨の側方に當て體の重みを右膝に託して稍前方に傾くの姿勢を取る。答の鞭下は答の裏面を執行者の頭上に接するの度に於て受刑者の臀に打下し一鞭毎に發聲答數を算へて連打し、執行二回以上に亘るものは左右の臀部交互に、一回限りのものは左右に折半して執行する。

答刑執行の用に供する答は長一尺八寸厚さ二分五厘濶さ答頭七分答柄四分五厘で竹片を以て作り麻を以て縦に裏み答頭の外經二寸三分答柄一寸五分である。

二 答刑と反應

管刑 は何れの國に於ても右き歴史を有し現に英佛の東洋植民地に於ては支那人に對して之を實施してゐる、而かも其の慘酷の程度は臺灣以上であると云ふことであるが香港で英國の管刑を實見した人の咄に依ると、管に二種類あつて一はバーチと稱し指程の太さの棒の管を一振り位に束ねたものだが其管には澤山の小枝が附いてるので恰かも手箒の形である、一つはキャッチ、ナイン、テール(九尾の猫)と云ふもので六尺位の長さの麻繩を九本束ねて短かい棒の尖端に結び附けだものでヒュー〜と背中を斜めに打つので肉が裂ける程である、之に比すると臺灣の管は左程慘酷なものでない。只平蜘蛛の如くして臀部を露出し勿論密行するのであるが人間が人間を鞭つのであるから阿鼻叫喚と迄は行かない迄も尻は血走つて痙攣を起し苦しい唸り聲を出す、管刑囚の體質に依つて差はあるが打方に練習が足りないが管が引いたり推す氣味になつた場合に皮が切れることがあるので決して人目に好い感じのものではない。寧ろ人の手に依らず機械で一定の力を以て體質相當に鞭打の仕掛けが出来ないかと考へた人もある。

管刑の効果 に就ては或種の犯罪者に對しては相當の効果あるものとして已に定論となつて居る、刑の性質が時勢に相應はしからぬと云ふことを別個の問題として考ふれば管刑の効果に就ては異論ないのである、管刑に關しては大に研究を續けて他日の參考とすべき機會があると信じて居る。

管刑を適用するに最も妙なりとする或種の犯罪とは何であるか、先づ刑量の點から云ふと短期自由刑の弊害を認められて居る今日として此等の罪囚には管刑を代用して短期自由刑の缺陷を償はんとする犯人の種類は破廉恥罪常習の小窃盜などは至極効果があるであらう。

併し奇態なことには臺灣人の被告は管刑を望む傾きがある金錢慾が濃厚で罰金を恐れると云ふ一方には自由刑で長く監獄に在つては家族の扶養に答ると云ふ點があり別して阿片煙を吸食する者には一日の拘禁が多大な苦痛になるので人々に依て其理由は同一でないにしても管刑を希望すると云ふ事實が受刑者の或部分を占めて居る。管刑の効果を推斷するに此事實を計算に入れてゐることは勿論である。

三 管刑廢止後の監獄

監獄で執行する管刑囚は左表に示す通り一年約二千人に近い、元來管刑なるものは三ヶ月以下の懲役に該るものであるが裁判官の心證如何に依り管刑の方が効果あると思へば六ヶ月乃至一年位の懲役を科すべきものでも之を九十位の管に處する場合があつたから、此反對に管を懲役に代えるとなれば管九十のものが六ヶ月になる場合は想像し得られる、管九十ならば四日で出監するものが六ヶ月滞獄するから何の途在監者は増加する、當局は一年千八百の管刑と見て廢止の結果一日の平均在監人員五百人の増加を豫測して諸般の計畫を進めたのである。

偶々地方自治制度の實施と相待つて二支監の設置に伴ふ新營費と各本監の設備を擴張し看守の増員を要する等豫算の膨脹を來たしたのは當然である。

管刑廢止後の監獄としては在監人や設備又は豫算の問題は申す迄もないことであるが夫れよりも大切なことは此等の管刑に相當した短期自由刑者の行刑方法である、原告官たる檢察官の起訴不起訴から裁判官の裁量、司獄官の執行と索聯して居る問題であるが其の研究は各個の立脚に於て各個の見識を要することであり又刑政家としても冷視しない處であるから、司獄當局者は今後一層の努力を拂はねばならぬ。

臺灣の答刑廢止に就て

年 別	答 刑	年 別	答 刑	年 別	答 刑	年 別	答 刑
明治三十七年	七六八	同 四十二年	一、二一五	同 三年	二、〇七三	同 八年	一、八四二
同 三十八年	一、四二二	同 四十三年	一、五八七	同 四年	二、一九五	同 九年	一、五〇五
同 三十九年	一、七八一	同 四十四年	二、〇六二	同 五年	二、〇六二	同 十年	四二五
同 四十年	二、二八五	大正元年	二、四九〇	同 六年	二、三九三	計	三三、〇九五
同 四十一年	一、三六七	同 二年	二、五三六	同 七年	二、〇八七		

備考 本表は監獄に於ける答刑四の數を掲げたるを以て即法官の執行に係る數を含まず

四 答刑廢止の理由

答刑四は前表に示す如く三萬二千餘に達し之を其期間内の男女自由刑者五萬千三百に對する比例は實に三分の一以上になつて居る、此數存を見ても如何に答刑が利用されて居るか解かる、答刑の効果に付ては既に定論あること叙上の通りであるが、今回答刑の廢止は其効果を否定して起つたものでなく他に理由の存する處である。

廢止理由として第一に數ふるものは差別の撤廢である、更に突込んで云へば統治の根本精神に觸れたのである、臺灣統治の方針は現總督の屢聲明せられた如く臺灣は内地の延長と看做すので内臺人間は出來得る限り差別を撤廢して同化融合を計る主義である、故に臺灣人にのみ科して内地人に科しないと云ふ答刑制度の如きは大なる差別である、今や此制度を撤廢して内臺人共通の刑罰適用を以て適當の時機に達したものと認められたのである。

第二の理由は答刑は現代思想に順應せざる審刑である往時の刑罰が血を見る慘酷酸鼻の極にあつたものが文明の進むに従つて漸次痕を絶つて等しく人を殺すにしても磔刑火刑梟首に代ゆるに較殺を以てし或は電氣力を用ゆることになつた、答刑も亦刑盤上に四肢を縛して之を鞭ち苦呻を聞く如きは人類相互の諒解共鳴せざる處である、現代思想に反する此審刑を取て存置する理由は何處にも無いのである。

以上の理由を綜合して見ると答刑の廢止は答刑と云ふものゝ圏内から眺めたものでなく圏外から見たものであつて換言すれば刑事政策と云ふ一方面の觀察でなく大局の上から瞰視した結果である。(完)

將 來 の 監 獄

教 誨 師 田 中 秀 寶 譯

右の一節はコリンネ・ペーコン氏によりて編纂せられたる Prison Reform 「監獄改良」中、最も注目すべき一論文を譯述したものであります。抑此の論文は米國監獄界に於ける最も權威あるトマス・モットー・オスカーン氏によりて記述せられたもので、氏は曾て職をシンガシヤ監獄に奉じ、實際上の智識と價值ある幾多の經驗を有し、其の言論は吾人の參考ともなる節が餘くない。因に氏の著書の一部を紹介するに Prison and Society 「監獄の社會」 Within Prison Walls 「監獄の壁内に」 Prison Efficiency 「監獄能率」 Prison Reform 「監獄改良」等でありました。

今茲に譯述せる論文はテモクラシーの思想の盛なる米國に於ける監獄の理想を叙述したものでありますから、國情を異にする我國に於て直ちに之を實行することの不可能であることは素より喋々を要しない。然れども若し幸に此の一文が監獄改良の一資料ともなるならば望外の光榮と存する次第であります。

官刑の目的

世間には往々「監獄と云ふやうなものは必要がない」など、公言する人がありますが、實際其の任に當つて居る人には斯様な言語は全く無意義であることが明了であります。吾人の豫想する所によれば、如何なる文明の社會に於ても、其の法律に従はない者は將來とても絶えることがなく、而して斯様な人物は自ら覺つて、社會の秩序や法則には是非とも服従しなければならぬと氣の付くに到る迄は、之を文明社會から放逐する必要がある。

併し、將來に於ける裁判所及監獄は、今日に於けるそれ等とは決して同様である筈はない。何となれば將來に於ては、社會に是等の機關を置く目的が今よりも一層明了に了解せられ、其の制度も根本的に改善せられるからである。

抑、社會に裁判所や監獄を設立する真目的は、決して復讐の爲ではなくて、教育の爲である。罪惡に對する報復ではなくして、同一の罪惡を將來繰返すことをさせないやうにするのである。キリスト云はく「復讐は我がことなり、我よく償をなすべし」と。此の言は我々の復讐的精神を淨化する倫理的の訓言であるのみならず、復讐は未だ以て善とするに足らない、改善感化こそ最善である、何となれば、それは最も安然で而も實際的であり、且つ正義の基礎であると云ふことを道破して居る。換言すれば、刑罰は犯罪人に對する復讐ではなくして眞實の社會保護であると云ふ理論の下に之を執行しなければ、到底犯罪の撲滅を豫期することは出来ない。

犯罪の防遏

元來復讐制度は威嚇して犯罪を阻止しやうとするもので、恐怖から起つたのである。凡そ何者と雖も眞理を離れることは出来ない。若し之を離れた時は其の結果や實に恐るべきである。復讐制度は人類を畜生扱にして居るので、之に實施して居る時は、何時の間にか人をして惡ずれた英雄たらしめ、犯罪を減らし所が却つて増加せしめるのである。確かに之は復讐制度の誤つて居る證據と見て差支あるまい。

此の故に犯罪の防遏を效果あらしめやうと思ふならば、犯罪者には總て不定期刑を告し、監獄の制度も感化主義、救済主義、教育主義を取らねばならぬ。僅か計りの期間だけ刑罰を科した所が、若し刑期終了の曉、再び社會に出て、其の社會に危険害惡を及ぼすならば、其の效果や果して如何であらう。犯罪人を監督する限り、國家は彼等をして、出獄後社會の構成要素たらしめるやうに、十分其の地位信用等を恢復する機會を受刑者に與へてやる必要があると思ふ。

不定期刑の宣告と司獄官吏の特權

されば將來に於ける我が監獄は、制度の根底として、受刑者全部に不定期刑を科し、之れと同時に司獄官吏に特別の權能を與へ、受刑者自ら監獄の教養感化を十分に利用して、「我は社會の有用なる一員である」と云ふ信念を保證するに足る迄は出獄を許さないことにするのである。願ふに、監獄を出るや否や、直ちに犯罪することが判明されて居ると云ふ者を、再犯の虞なしとして釋放させる程の、御目出度い司獄官吏はよもやあるまい。であるから、社會に何等危険がないと云ふ慥かな見込がつく迄は在監せしめて、決して釋放させないであります。

自然的なる處遇

然らば、感化教育の場所としての監獄に就いて考へて見るに、其根本的事柄は、出來得る限り、自然的で且つ保健上有利であると云ふ境遇を與へることであつて、是れ、やがて社會に出で、成功するに甚だ以て必要なことである。舊時の監獄制度は極端まで不自然で、人工的であつた。精神は殺されてしまい、元氣

は歴しつぶされ、健康は知らずくの間に破壊せられてしまつた。斯様な有様で出獄後遭遇する生活と全然異つた生活に受刑者を馴致すると云ふことが果して何程の効果があるであらうか。恰も獵犬たるの資格のない小犬を平常に訓練して置いて、それで以て狩獵の際に偉大な功績を挙げやうとすると同様、それは無理な注文である。であるから、將來の監獄は受刑者をば出獄後遭遇すべき境遇に克く堪へ得るやうに十分に教養して、身心共に發達させるやうに注意せられねばならぬ。

入學準備機關

受刑者を彌々監獄に入れる時には、入監に先ちて、十分に彼を試練して其の個性を知る必要がある。即ち救治し得べき疾病はそれ／＼之を治療し、受刑者をして「我は監獄に入るべきもので、決して感化院又は癲狂院に入れられるものではない」と云ふことを十分に了解する迄言ひ聞かす必要がある。

拘禁監獄其一——構内監獄即ち中間監獄

彌々入監すると受刑者は「拘禁場に入れられたナ——」と云ふことを自覺する。其の拘禁場は高い塀で取圍まれて居る。併し其の塀は石造の外見の窓口が幾個か明けてあるから、山でも谷でも、緑の花園でも、さては廣き牧場でも克く見ることが出来る。而して又、成績優良な者で、構外に於て生活し勞働する特權を許されたる同僚をも見ることが出来るやうになつて居る。其の同僚は自由なる市民と殆んど差別がない。構内には受刑者が各工場に於て各種の工業上の役業に従事して居り、又特に建設されたる競技所に於ては夫々熱心に研究し訓練せられて居る。夜に至れば清潔で風通しのよい寢室に坐を占めるのである。而して此の監獄に在監中、漸次同囚間の信用を得ると「共樂同盟會」The Mutual Welfare Leagueの會員に加入することを得、こゝに構外居住者に進級するのである。

拘禁場其二——構外監獄

構外監獄に於ては役業は在監人各自の撰擇に任されて居る。であるから監獄全員の爲に農産物を得る農業に従事する者もあり又監獄で覺えた製作業に従來する者もある。而して共樂同盟員には各自に小さな菜園を與へられるから、思ひ／＼に各自の食糧に供する野菜や目を樂ませる草花をも栽培することが出来る。之は監獄の正規役業の以外であつて全く各自の自由である。加ふるに相當期間、其の作業や研究を繼續して其の同盟會員に差支なしと認められたる時は、諸種の演藝や「ベースボール」又は「テニス」の如き娛樂や競技が與へられるのである。構外監獄に於ては演藝館が設立されてあつて、同盟會員に對して入場の特權が與へられる。而して此の構外監獄は何等目を遮る周圍の塀がないから、殆んど自由なる市民と同様の生活をなすのである。又此の構外監獄の建物是一方には、中央の草原を取圍んで集合して設立せられて居る、其の草原には必要上食堂が建てられて居る。他方には夫々相當の人を住はせる爲に別個の建物があり、居間とか寢室とかが設備されて居る。而して各建物には必ず老人の爲に數個の別室が設けられてある。

若し構外監獄の此の自由の調子に適合しない人物が出來た時には、受刑者によりて組織されて居る裁判官に依りて、用捨なく同盟脱退の宣告を與へ、最初收容した監獄——便宜上「中間監獄」と稱する——に送り還し、再び同盟會員の資格を得る迄其所に滞在せしめることとする。此の場合其の受刑者の監督は同盟會員に依りてなされねばならぬことは大切なことである。何となれば斯く受刑者自らが監督の任に當るときは深く自己の責任を感ずると同時に、受刑者自らが外部社會に對して果して如何なる關係に在るか云ふことを最も明確に了解せしめることが出来るからである。

拘禁場其三——内部監獄

構外監獄と中間監獄との外に更に内部監獄がある。此の監獄では、稍々自由を制限せられて居る中間監獄に於てさへも、満足に暮して行くことの出来ない不良の者を、受刑者同志の意見によりて中間監獄から此處に放逐せられるのである。其の甚しき者に至りては分房に拘禁して簡單なる役業を課するのである。凡そ勢力は眞正なる自由の多少に關係するものであつて、人は自由を得て初めて人の信用を得るものである。換言すれば勢力は常に自由の上にある。而して「彼は立派に使へる人物である」と他人から認められる時は、茲に自由が附與せられて彌々厚く信用せらるゝのである。

エルマイラ制度と新制度との同異

斯くて新監獄はプロククウエイ氏によりて、可成り久しい間エルマイラ感化院に於て實施せられ來つた組織制度を利用するであらう。即ち新入監者全部を一時中性帯と云ふべき監獄に收容し、各自の個性に従つて夫々處遇法を異にして居る監獄に或は昇級し或は降下する機會を受刑者に與へると云ふ制度であつて、決して初めから官に於て受刑者の良否を分類して處遇すると云ふのではない。然れどもエルマイラ制度と將來の監獄に於て施行する制度とは大なる相違がある。即ち受刑者に自由を與へたり又は束縛すると云ふ其の分類の仕方が、従來は司獄官吏によりてなされて、常に間違つて計り居つたのであるが、新監獄の制度に於ては、凡て受刑者各自の意見によりて分類せらるゝのである。規則に従ふことの出来ない人物は社會から放逐して監獄に送り込むと同様に、「彼は獄則に従つて行動しない者である」と其の同僚が決議した時には、構外監獄から中間監獄に放逐され、是れと同様に中間監獄から不良者を放逐して内部監獄に送り込むのである。斯かる分類方法に依る時は、我儘や不満足に陥る缺點を除くことが出來て、而も自然的で、健康上にも有益である。若しも構外監獄に在る者が我儘の行爲をなし、自己の責任を果さない爲めに受刑者社會に悪影響を與へるや

うになつた場合は、故に他の方法を以て之を遇し、各自獨立の生活を營んで居る團體に其の人を送り込むのである。其所には監督者も居れば役人も居りて、宛然、一つの大きな社會的生活の教育場をなして居る。斯の如くにして進むときは、處遇上常に幾多の困難を伴ふけれども、慥かにそこに盡きぬ趣味はあり、希望に満ちた活きた仕事が出来らうであらう。

在 監 期 間

新制度による新監獄には受刑者をして果して幾許の期間在監せしめて可なるか。これは各個人の行爲に顯はれたる人格の如何や、眞面目な働きで得た所得の如何によりて決定せられねばならぬ。性格の決定には犯罪の性質を考察する必要がある。重き犯罪の爲に入監した者は輕微なる犯罪者よりも長期間在監せしめて、永らく立派な行爲をなさしめる必要がある。併しそこには色々の場合があるもので、決して一様には行かぬ。假令、監獄内に於ける行爲が如何に立派でも、只それだけでは容易に信認することの出来ない場合がある。何となれば犯罪の性質によりては、斯様に信じた結果、却つて社會に恐るべき危険を流すことが往々あるからである。

監 獄 工 業

將來の監獄に於ける工業上の状態は、分業的に進み益々單純となるであらう。而して十分なる工錢が仕拂はれることによりて激勵せられ、是れによりて仕事の能率、及び出來ばえの標準が漸次向上せられ、以て多くの人をして在監中十分に其の家族を扶養することが出來るであらう。蓋し是れ善良なる品性を陶冶し、人間の價値を尊貴ならしめる一要素であるに相違ない。上來述べたる如き監獄に於ては肉體上にも精神上にも將又道徳上にも、在監者を十分に改善させなければ、決して釋放させないと云ふややかたである。(終)

活動寫眞の現状と其弊害及利用

附日本に公開せられたる探偵映畫に就て

文部省社會教育調査委員 星 野 辰 男

此度監獄協會の御催しで何か活動寫眞に付て話をしろといふことでございます。皆様の前で御話をすることを得ましたのは私の非常に光榮とする所でございます。暫くの間御聴苦しい所を御許を願つて御話を申し上げたいと存じます。

私の今日申上げて見たいと思ひますことは活動寫眞の民衆娛樂的價値とか、民衆娛樂的政策とかいふ議論ではございませぬ。それよりは寧ろ活動寫眞其物の本體とでも申しませうか、其アウトラインを御話し申上げて、詰り活動寫眞の裏表、又これに伴ふ影響と、其利用の實際とに付ての御話を申上げて見たいと思ひます。それから尙ほ時間があれば今盛に問題になつて居る探偵映畫、その内容と、それを見

た少年がどんな犯罪をしたか、今後の活動寫眞はとういふ問題に付て考へなければならぬかといふやうなことを御話しして見たいと思つて居ります。

其前に、全體活動寫眞はどういふ經路を以て發達したかといふ、活動寫眞の發達の第一頁に付て申上げて見たいと思ひますが、御承知の通り、活動寫眞の一番最初に出来上つた卵と申しますのは、千八百三十二年に白耳義、ブラッセルのプラトード云ふ人と埃地利の維納に居りましたシユタンフェルといふ入りがストロボスコープと申しまして、鏡に畫を映して、隙間から覗いて物が動くといふのを發見したそれから段々變つて、千八百三十三年にはホルネルといふ人が走馬燈を拵へました。其走馬燈に付て色

々研究が進んで來まして、千八百六十年から六十一年にシエラーといふ亞米利加の教授が、キネストス

コープの特許を得ましたのが抑々でございます。それから後に色々な發見がありました。千八百八十二年に佛人マーレーがホットグラフィックガン（寫眞銃）の發明をしました。即ち銃の形をした寫眞機で七十二秒に四十八畫を寫すことが出来るもので、引金を引きさへすれば寫眞が取れる、それを動かして見たのが活動寫眞の發達の二番目でございます。それから千八百八十六年にミュイブリツジといふ人がエヂソンと一緒にゾーブスコープといふものを發見致しました。是は御承知の通り八十パーセント邊りにありましたもので、金一錢也を入れると畫が活動するのでございます。それから千八百九十三年三月十四日にエヂソンがキネトスコープといふものと發見致しました。是が活動寫眞といふもの、殆ど初期になつた次第でございます。斯ういふやうにしまして活動寫眞といふものは亞米利加及び佛蘭西人の手で

完成しまして、其今のフィルムといふものを使ひ出したのでございます。

それが出來ますと間もなく日本に參りました。日本に始めて活動寫眞が參つたのが明治二十九年に神戸の神港俱樂部といふ所で、エヂソンのキネトスコープを興行致しまして、後直ちに神田の川上座に持て來てやつたのであります。それから京橋區にあつた荒井商會、即ち今の櫛引氏などが活動寫眞を持つて參りまして、之を歌舞伎座の芝居がはねましてから御客様を待たして置いて、口上式でやつたのが活動寫眞を映寫した最初でございます。其時には先代の勘彌とか、團十郎とか、菊五郎などが非常に驚いて眺めて居まして、どういふ名を付けたが宜いかといふので思案の末結局、福地櫻痴居士が「活動寫眞」と命名致されました。いはゞ名付け親です。それから三十年に錦輝館で上場しました。其時にはどんな寫眞をやつたかといふと、ナイヤガラナイヤガラの瀑布とか、マツキンレーマツキンレーの選舉の光景、ジャンダークジャンダークの火刑又

は消防隊の活動といふやうなもので、入場料を取つて見せたのでございます。其時の入場料は今のに比べると餘り安くないのであります。一等一圓五十五錢、二等一圓三十錢、三等五十錢といふのでしたが大入でございました。次に日本物を撮影した最初ですが、三十一年の四月に團十郎の十八番を取つたのが日本物を映寫したそも／＼でございまして、今活動寫眞が日本の色々な技藝を撮影して居りますが、其前に日本の芝居といふものを取つたのが、活動寫眞劇を撮影する一番最初になつて居るのは、私共の眼から見まして非常に面白いこと、思つて居りますそれは今の三津五郎(阪東八十助)の勘彌(阪東三田八)それから今の猿之助(團子)が布晒をやつて居ります。又薩摩踊、喜撰なども演じまして、それを活動寫眞に取つて、淺草座、即ち今の駒形劇場で公開して居ります。ですから日本での撮影といふものは非常に手を掛けたものでございます。其當時説明を一番最初にやつた人は、今巢鴨に金門商會といふ大き

なメートル製造工場を經營して居る十文字大元氏はが錦輝館でやる時に説明したので、即ち説明者の元祖でございまして。それから所謂プロフェツショナル職業としての辯士の元祖と云つたのが駒田好洋といふ人であつて、それが本當の職業としてやつた初めでございます。其外に三十三年になりますと段々撮影も進歩して参りまして、劇の方では團十郎と五代目の菊五郎が一世一代の紅葉狩を撮影しました。其時に團十郎が更科姫になつて、菊五郎が維茂に扮し三百尺の映畫になつて居ります。それから五代目菊五郎が山神の振事をやりまして、羽左衛門と梅幸とが二人道成寺をやつて居る。今其映畫を見ることが出来れば非常に面白い材料であらうと思ひます。斯ういふやうに致しまして、日本は三十三年からズン／＼長足の進歩をして、現在の淺草を現出するやうになつたのでございます。

然らば現在の活動寫眞の現状はどうかといふことに付て御話を申上げて見ますと、全國に常設館が約

六百五十ばかりある。東京府下丈けにありますが、三月一日現在の調べで見ますと、市内に五十五館ございまして、郡部に十七館、總計七十二館でございまして。是は毎日やつて居ります。さうして今建設して居るものが四つございまして。今後尙ほドン／＼殖えて來ますから、今に百といふ數を東京市内丈けで數へることが出来るだらうと思つて居ります。之を昨年度に比べると約十館殖えて居ります。此調子で殖えて行つたら非常な數になるだらうと思ひます。從業員に付て調べて見ますと、辯士丈けでも現在警視廳の免狀を有して居る者が七百六十六名あります。其他の從業員、女給から技師などを入れまして、どの位居るかといふと、一館平均三十名と致しても約二千名が活動寫眞に依つて食つて居るのでございまして。それから入場者がどれだけあるかといふ數字を調べますと、大正六年で四大都市を調べて見ますと、各種興行の入場人員は非常な數になつて居ります。此統計は活動寫眞ばかりといふことは出来ませ

ぬので、警視廳の統計に據りますと、寄席と、劇場と、觀物と三つになつて居ります。觀物といふのは小屋掛も這入つて居りますが、活動寫眞全盛期でございまして、是ばかりと見るのが至當でございまして。それに據ると、東京ばかりの入場者が大正六年一ケ年に千二百萬人這入つて居ります。丁度其年の人口に比例しますと、六倍の入場者があります。大阪は人口の三倍半で、四百七十萬の入場者があります。横濱では活動寫眞ばかりの統計を見ましても約九倍になつて居つて、四百十九萬二千六百八十八人といふ多數になつて居ります。名古屋は人口の約四倍、百六十二萬三千八百八十二人といふ非常な數字が現はれて居ります。是で如何に活動寫眞を多くの人が見て居るかといふ想像をすることが出来るのであります。淺草の主な十二館に付て、さうした方面を見ますと、平均一興行に極く少く見て五百人這入ると見ますと、三回興行で一日平均一萬八千宛活動寫眞を見物する人がある。それに日曜とか大祭日を加へ

まして、——さういふ時には大入満員でございますから——一興行で千人位は這入つて居ります。それを一日四回替り致しますと、一日に五萬八千人、東京市の人口の約四分の一が淺草の活動に行つて居る譯であります。

それから話を轉じまして、フィルムはどの位使つて居るか、警視廳の大正九年度の檢閲係は千百二十七萬六千六百十七呎丁度富士山に比べますと、富士山の千倍の長さを一年間に見て居る。之をもう一つ哩數に換算して見ますと、二千餘哩になりますから北海道の端から汽車に乗出して東京に出て、下の關から朝鮮に這入つて、釜山、京城、滿洲の奉天近く迄行く丈けのフィルムを一年に檢閲して居る。それで其千百二十七萬呎の一年の檢閲尺數を、活動寫眞の普通映寫尺數即ち一分間に六十尺寫すとして、一年間の檢閲尺數をズット夜晝なしに通して見て居ると、四ヶ月と十日十二時間二十四分五秒掛る勘定になります。それ尺けのものを東京だけで檢

イルム、根岸興行部其他三四が今現在の營業者でございます。

それから最近どういふ映書を封切つて居るかといふ御話を申上げて見たいと思ひます。全體の現在の映書の傾向といふものは非常に區々でありまして、共に比べるると善い悪いといふことはちよつと批評の限りでありませぬけれども、随分思想問題及び性の問題に觸れるものが多いのでございます。丁度私が二月中に淺草の千代田、帝國、電氣、日本等で封切りされた映書の表題に付て調べた所が、それを見ましても二三の例を申し上げますと、明滅の燈臺とか、赤熱の赤十架、是は内容が大分複雑して、可なり面白い評判の映書です。其の他青春の夢、路傍の人、酒に溺れたる女、幸福、青春、野生の薔薇、燃え盛る炎、想出の旅、弗對弗、巴里の幾夜、幻滅の一夜、と云つたやうな題から想像致しても、此内容を見て、餘程變つたものがあるといふことを見る事が出来るのであります。

閱して居りますから、全國に現はれるフィルムの長さは非常なものでありまして、之を一日平均五十巻を檢閲致しますから約五萬尺を檢閲して居る。先程申上げた九年度の呎數を三百六十五で割つて見ますと、一日に三萬八百九十五呎、丁度富士山の二倍半のフィルムの長さを警視廳で一日に檢閲して居ります。

斯様に現在の活動寫眞は盛になつて、それに伴ふ色々な弊害もあれば、利益もあります。それで活動寫眞といふものは民衆娛樂中の第一位として研究もし、又考ふべき價値がある譯であります。

然らば此活動寫眞を營業して居る者は、どういふ分布に於てあるかといふと、一番大きいのが一千萬圓の資本の國際活映株式會社、それから六百五十萬圓の日本活動寫眞株式會社、大正活映株式會社の一千万圓、東洋キネマ演藝の五千萬圓位であります。松竹合名社は個人でやつて居ります。其他個人でやつて居るのがユニバーサル支社、小松商會、日本フ

外國の映書と日本映書がどの位の割合で淺草に現はれて居るかといふと、丁度三と一との割合で紹介されて居りますが、今現在世の中に現はれた思想といふものを見ますと、非常に現代の世想を能く現して居ると同時に、又現在の女が如何に眼覺めつゝあるかといふ一種の暗示を得らるゝのであります。就中最近映書に現はれて、注目に値すべきものは、從來の映書を見るならば、人情物などになつて來ますと、結婚を中心としまして、結婚前の物語を多く取扱つて居つた。それが大正八年頃になりますと、結婚といふことが映書の中心で、結婚する時色々な出來事があるといふ映書の取扱方であつて、現在の映書を見ますと、結婚後に起ること、女が男を知つた後に起つて來る性の鬭争といふものが多く現はれて居ります。是から見ましても女の目覺めが唯思想問題に止まらないで、性といふものに對して女が可なり皮肉な見方をして、又皮肉な考へ方をして居るといふことが窺へると同時に、歐洲戰爭に依りまして所謂

道徳觀念が婦人に非常に缺けて來た。男が少くなつて女が多くなつたといふことから、性慾に對する本能が自由に、さうして淺薄になつたことが現はれて來たのであります。是は餘程私共注意して見なければならぬことかと思ふのでありますが、一番最初のはアッチラの暴虐を現はした映畫でございませう。過激派を主題にしたボルシェビキの映畫でありまして、是は性慾を取扱つたもので、人間の戀は精神的戀ではないといふ譯、性慾に伴ふ戀でなければ本當の戀でないといふ譯、男に棄てられた女、酒に溺れた女、さういふ標題のものが續々として淺草に現はれて來るのであります。それと同時に亞米利加邊りでも、性の映畫に付ては非常に問題を起しまして、識者が眉を感めて居りましたけれども併しそれが不健全な思想の一部の間に流れて居つて、それに共鳴するからこそ映畫となつて現はれるのでありますから、日本の事は扱措いても、外國人が性に對して目覺めると云つては少しおかしうございませうけれども、極め

居りますのでは大奮迅とか、爆彈ジャツク、燃る圓盤、無人の都とかいふ、純粹の唯擲り合ひ、腕力一つ、鐵拳一つといふ映畫で、斯ういふものを見物に行つて見ますと、爆彈ジャツクなどが上場された時には、帝國館は一週間立錫の餘地なしといふことになつて、性慾の映畫は一部のものとしてさういふ冒險活劇に對して注意をしなければならぬといつて居ります。

それでは外國映畫がさういふ流れを有つて居るに對して、日本映畫はどんな流れを有つて居るかといふことを批評して見ますと、今迄は舞臺其物を唯映畫に直して、松之助にしろ、或は新派のものにしても、普通の劇場でやる舞臺其物の映畫で、それに聲色を入れて喜んで居つた時代もあります。それで大向ふは喜ぶか知らぬが、もつと映畫藝術其物を現して行かなければならぬといふので、日活の三部作が出來、段々變つて來まして、新しい方面に向つて純粹の映畫劇となつて連んで行くやうになりま

て本能的な解釋を致して來て居るのを見まして、考へますに、最近に随分不徹底な性慾の本が出るやうであります。それが日本の青年或は一般に讀まれて行くといふことに對して、さういふ性慾に關する映畫がドン／＼現はれて來るのを見て、私共は無關心で居る譯には行かないのであります。それと同時に、是はあとから探偵畫の時に御話したのでありますけれども、冒險物といふものが必ず附いて居る冒險寫眞を除いたら淺草は寂れて仕舞ふ位であります。斯ういふやうに冒險、探偵映畫が非常に勢力を占めて居り、色々な傾向が現はれて居りますが、最近で見ますと、冒險は筋はごうも振はない、斬つたりはつたりする、擲つたり擾られたりするといふことに變つて來て居るので、是は探偵物が盛になるのに比べて、却て結構な現象であると共に、又一面に段々人間の心が、さんで行き、少年などが腕力といふことに付て非常に影響を受けて行くといふことに付て、看逃し難いのであります。今現在映寫して

して、舊劇などは舊態を其儘保存して居りますけれども、新派になりますと餘程歐米映畫の影響を受けて來て、松竹で作つた路上の靈魂などを見ても解りますが、段々日本の映畫界が發達して來るのは否むことが出來ない。然し日本映畫が未だ／＼歐米映畫に對して遜色のあるのは勿論であつて、これには色々な理由があります。第一日本映畫は金をかけて居ないといふこと、一週間に三本も四本も焼かなければ各館に上場する映畫がなくなつて仕舞ふといふ譯で、研究の餘地がないといふものもありますけれども、まだ／＼映畫研究に付て活動寫眞はどうして寫さなければならぬか、どうして取扱つて行くものであるかといふことに付て、研究が足りないものであります。以上が我國映畫界の現状の概要で御座いますが、今申したやうに思想上の問題としては勞資の問題、社會主義的問題、或は又前のやうな女の性慾の映畫、さういふやうな風教上の問題、思想上の問題に付て、之をどういふやうに取締つて行くかといふことは、

目下の當事者或は當局の頭を悩ますと同時に、さういふ映畫を説明者が説明する場合に、どういふ説明を加へて行くか、從來のやうに如何はしい、随分間違ひだらけの説明を加へて居ては、思想の上からも、寫眞其物の實際の意味を傳へる上からも、誤解を生じて來ますから、説明者の自覺するといふことも大に必要であると思つて、辯士講習會といふものを私共やつて見ましたが、まだ〳〵學識なり研究的態度なりに非常に缺けた所がある。それでは説明者なしに外國のやうに、映畫を寫して行つて分るかといふと、それは分らない。矢張り説明者が出なければ日本では映畫を了解出來ないのでありますから、内容から來る取締法、従業者殊に説明者の指導啓發といふことに活動問題の根本が損へられて居るのであります。

以上のやうに活動寫眞は最近非常な發達をして參つて居ります。さうして其處に色々な問題が起つて來て居りますが、纏つて其活動寫眞の影響がどうい

ふやうに一般民衆、殊に少年少女等に與へらるゝかといふことを調査して見ますと、活動寫眞が兒童に及ぼした影響は、中には悪い影響が多く含まれて居りますが、兒童はどういふやうに活動寫眞を見て居るか、何が面いと感じて居るかといふことに付て調べて見ますと、是は大正六年度にやつたことでありますが、東京市内の三十一の小學校に就き、三千餘人の兒童に就て調べて見ますと、其兒童の九八%といふものは活動寫眞を見て居ります。現在では恐らく活動寫眞を見ない子供はないといふことになつて居るだらうと思ひます。それから又いつ頃から活動を見始めたかといふことを調べて見ますと、男の子は大低六歳頃から、それから女の子が九歳であります。是が一番多い平均しますと七歳頃、詰り就學する初めの年齢に活動寫眞を見て居るのであります。是は兒童の知識の發達に伴つて、色々なものを知りたいといふ自然の欲求から出て居るのでありますし、又女子の方が遅いといふことは、矢張り父兄が女の子

だからといふ性の違ひから其處に手心を加へて居るのを思つて居りますが、今後は女も九歳頃迄活動寫眞を見ないといふことはなく、六歳頃から見に行くことになるだらうと思ふ。始めてさういふやうに映畫を見た時に、誰に連れて行つて貰つたかといふと約六割といふものは両親が連れて行つて居るのであります。其次は兄弟であります。両親から活動寫眞を見るかといふことの洗禮を受けるのは餘程面白いので、單獨に活動寫眞を見たといふのは極く少いのであります。殊に尋常科の方では高等科に比べてズツト多くなつて居りますが、尋常科が高等科に比べて活動寫眞を見た者の多いといふことは、詰り最近に活動寫眞を早く見始める、一方から云ふと活動寫眞が盛になつて來たといふことを裏書する事實であります。活動寫眞を何度見ると云つて聞いて見ますと、大抵は月に一回といふのが多いのであります。

併し此月に一回といふ返事を得たのは、私共の調査に餘程缺點があつたのではないか、平均したら尠く

も二三度位は見て居る者が多くはないかと思ふのであります。それはなせかといふと、小學校の生徒を見て居りましても活動寫眞の眞似をして居る者が多くあります。直ぐにチャップリンとか松之助とか言つて居るのを見ましても、一度位行つて直ぐ其名前を覚えて來るものでなく、どうしても月一回だけ行つて居るといふことは田舎でなく此東京では少い。どうしても二三回は行つて居るだらうと思ひます。

不良少年少女は替る度に見て居りまして、淺草に一週間に二度位行つて見ますと、いつも來て居る子供連中が大分あります。さういふ風に始終活動寫眞館に行つて居る子供は、淺草と市内の各館を通じて非常に多いのであります。淺草は父兄に連れられて行きますが、市内のは單獨に來て説明者に戯れたり何かして居ります。殊に日曜とか土曜になると子供でワイ／＼云つて居る。外で活潑に遊ぶのでなく、薄暗い活動寫眞館でお煎餅を咬つたり、ラムネを飲ん

で居るので、此點は子供の感化の上から見ても餘程考へなければならぬと思ひます。それでは子供の好きな映畫は何かといふと、一番多いのは活劇であります。其次に尋常科の子供は多い喜劇が好きだと云ふ。尋常科は喜劇と活劇が半々位になつて居りますが、高等科になりますと喜劇を好む者は少く、活劇を好む者が多くなつて居ります。それだけ子供の心理上にも理想にも活劇の理解が出来ます。さういふ傾向が現はれて來て居りますが、女の子は悲劇を好むと答へた者が大分あります。矢張りオペラ館に行つて土屋松濤の説明に涙を落す方が好いと見える。

併しこゝに不思議なことは、實寫が面白いといふ者が大分多い。是は間違ひでないかと思ふと、外國の飛行機、飛行船、自動車といふやうなものに付て興味を有つて居ります。大人はつまらぬものゝやうに考へますが、子供はつまらぬものと見て居らぬといふことは、懸て實寫の價値を極める上に於て重要なものになるのであります。是は子供の知識欲が盛

ら、さういふことをやつて見たいといふのが忍術の次に位して居ります。それは前に行つた活劇物が好きだといふことゝ符合して居ります。或女の子は活動にあるやうな生活をして見たいといふ答へをして居りますが、是は偽らざる告白で、女優を募集しますと、非常な申込で、一日に十人も二十人も尋ねて來ます。

もう一つ、今度は驚くべきことは、映畫の名前を覚えて居るのを書いて見ると云つて、書かして見ると、大抵は一つから三つを知つて居ります。七つ以上のもも可なりありますが、高等科の者が多く、男は女よりも覚えて居ります。或高等科の一年生が二十四の映畫の名前を知つて居るに至つては驚かざるを得ないのであります。而も其擧げた名前が間違つて居らない。其名前はデゴマ、プロテヤ、拳骨、フワントマ、國寶、金剛金、怪猿、名馬、地下室、探偵の勝利、火中のプラウン、T組サタン、毒草、義理の柵、金波銀波、チャップリンのバン屋。同上範

なことを現して居るのだらうと思ふ。それではお前は眞似て見たいものは何かと云ふと、一番多いのが松之助の忍術であります。矢張りドロ／＼とやつて手を擧げると何か出て來たといふことの子供の想像力を非常に刺戟して、忍術が一番面白い、あゝいふことをやつて見たいといふ答が非常に多いのであります。子供が非常に妄想を起して居るといふことは兒童心理の上から云ふと随分危険なことになつて、獨逸邊りでは取締の中に餘りに不自然のことはいけないとなつて居る。例へば人間が落ちると屋根から床を貫いて床の下に沈んで仕舞つたといふ映畫があります。あれは餘り自然でないからといつて禁止されることになつて居ります。日本邊りでも忍術でちよつと手を擧げると、墓が出て來たり、煙のやうに消えて仕舞ふといふことなどを見せるのが善いか悪いかは大きな問題になるだらうと思ふ。其次には名探偵のやうなことをやつて見たい。丁度名探偵が非常な苦心をして賊を捕へた所は、實に痛快ですか

福、同上駈落、同上助手、此二十四を完全に諳記して其通り書いた。随分是は活動寫眞を度々見て居ないと答ふことは出來ない。此中で注意しなければならぬのは、探偵物が十四ある。それと喜劇が多いのであります。それから高等科の二年生で原名ばかり擧げたものがある。是も驚くべきことであります。それはブラック、ボックス、エックス、プロイト、デブ、エレン。エレン・ラー・ザ・リング。ルシル・ラヴ。ダイヤモンド・フロム・ザ・スカイ。プロック・ン・コイン。リバーチー。それから高等小學の女の子で日本の役者を澤山擧げた者がある。尾上松之助、中村扇之助、中村四郎五郎、實川延十郎、嵐橋樂、中村駒三郎、中村長正、中野信近、柴田駒三郎、靜田、牧野、中村歌江、立花貞二郎、木下八百子、井上正夫、片岡市太郎。之を女の子が覚えて居りました。それと同時に今度は出て來る役者の名前を、覚えて居るなら書いて見よと言ひましたら、一番多く書いたのは三十三擧げた。それが間違つて居ないか

ら不思議であります。

メリー・ピックフォード。ウーレン・ケリガン。パール・ホワイト。マートル・ゴンザレス。アービン・グ・セミング。ウイリヤム・ラッセル。ロチー・ピックラフォード。ジャック・ヒックス。ノード。エラ・ホル。フランセリヤ・ピリントン。ロバート・ヘンリー。パイチェット・マートロー。フランチェスカ・ベルチニ。エドナ・パーヴィア。カセリン・ウイリヤム。メイ・アリン。フランシス・フー。ミナ・カーナード。グレース・カーナード。アノルド・ダリ。チャールズ・チャップリン。イタリア・マンツィニ。エドナ・メイヨ。ルバート・ジュリアン。マーガレット・コトツト。マーガリタ・フイツィヤ。フロレンス・ラパデー。マーガリト・スノ。ハンニ・ロイセ。ヘツダ・ベルノン。ベルタ・ホルソン。ジドニ・チャップリン。

是丈け原名を擧げて居ります。是は女の子であります。すが、次に辯士の名前を聞いて見た、それを一番覚えて居たのが高等科二年生の十二でした。即ち染井三郎、楠井紫光、津田秀水、石井春波、石井孤峰、櫻井南城、土屋松濤、西村樂天、花井秀雄、大久保天來、黒澤松聲、杉浦市郎。斯ういふ風に子供といふものは能く活動寫眞を見、又能く覚えて居る。如何に影響があるかといふことは是丈けでも想像することが出来る。

其他に活動寫眞の外に、面白いことは何かといふ

ど、餘興を多く好む。其次は辯士のやじること、是が女の子に多い。それから飲食をすること、それから館内で喧嘩を見たり、館内で遊ぶことなどを擧げて居りますが、斯うなる可なり不良性を帯びて來ます。

是が兒童に及ぼした影響大體を調べたのであります。一般的影響としますと、數字に擧げることば出來ませぬが、身體に及ぼす影響も少くなく思ひます。其外に頭が痛くなつたとか、夢を見たとかいふやうな影響がありまして、衛生上に害があるといふことはありますが、内容上の變化とか、或は思想上の變化とかいふことに付ては、之を一般に數字に言現はすことが出來ないのであります。色々な影響を與へ、感化せられ、それに依つて事件が起つて居る所から想像して、活動寫眞が非常な感化力を有つて居ることを窺はれると同時に、其感化力に依つて、善いにしろ、惡いにしろ、非常な影響を與ふるといふことは斷言し得ることでありませぬ。

勞資の對抗戰

赤木 桁 平

勞働者が自己の利益のみに着目して資本家との對抗戰に没頭するやうになると一般民衆の生活は常にそれによつて脅かされなければならぬ。生産機關が停止するとその影響を最も強く受けるものは資本家であるといふよりも、寧ろ一般民衆である場合が多い。

勿論資本家も不利な影響を受けるには相違ないが、それは未だ彼等の生活を脅はしない。産業の死滅によつて蒙る一般民衆の損害は、直接に生活上の問題となつて來る。一般民衆が生活上の脅威を受けるやうになると、勞働者自身も雖も其影響の外に立つことは出來まい。此意味に於いて、勞働者の非常識なる作戦は、結局彼等の刃を以て彼等自身を齧るこゝまになりはしないか。如何に眞實眼に見ても、今日の勞働運動は、それが民衆相互の憎惡を挑發する點に於て、社會の統制力を脅威する點に於いて、尙ほ又一一般民衆に反逆的

衝動力を與へる點に於て極めて、憂ふべき状態にあることを疑ひ得る餘地はない、従つて今後と雖も資本家の頑冥なる對抗と、官憲の無謀なる干渉とが此上に加へられたならば、此憂ふべき状態は愈々險惡の度を増してゆいてあらう。

勞働者に聽かせる音楽

小林 愛 雄

勞働者に聽かせる曲には餘程注意深い選定を要する。ベートーヴェンの交響樂や、シューベルトの小曲や、メンデルスゾーンのソナタ等を聞かせても、彼等には解らう筈はない。それは音楽、殊に西洋音樂の豫備知識が皆無だからである。それでも今春來我國に來朝したエルマンとか、シューマン、ハインクのやうな世界第一流の大家の器樂や聲樂ならば、何となく清い國に入るやうな感じはするであらうが、それは一寸行へないとする、先邦人の手によつて工女工人に聽かせる音楽を作つて置く必要がある。



世 論 叢

それには先づ分聲樂を本位としたい。その理由は器樂よりも、聲樂の方が、人の心に訴へ易いからである。樂器の方は滑んでゐるために感じがうすいけれども、肉聲は遙か痛切に人心を動かすからである。

聲樂の中で工女に適するものに童謡や子守歌がある。その他船頭歌等の民謡風の歌曲で何れも邦人の作歌作曲になるものが多いと思ふ。それは分りやすいからである。民謡風の歌曲のうちには西洋の曲でも直ちに日本に通ずるものがある。さう云ふものは邦語の歌詞をばめたものも悪くはない。

器樂の方面では、簡易な進行曲や、舞踊曲がよい。それもあまり込み入らぬものがよく西洋近代の複雑な思想音樂は不向である、工人工女に音樂をとり入れしめるには、若し器樂を備付けて置くことが何より必要であるそれは寄宿舎の一隅、食堂の片隅等に置いて米國で試みてゐるやうに、彼等の自由な選定の下に、レコードを入れさせたらよからうと思ふ。

現時の我は、之を外國的關係より見るも、又之を內的關係より見るも、決して樂觀を許さぬ。國民は他國の困厄に乗じて得たる多少の利益のために眩惑することなく、政治にも産業にも乃至教育、宗教、藝術にも、眞に高き理想の實現を期し、至誠を以て進まればならぬ、我國は強國の班に列し、世界に重きをなしたりして、それは軍備と産業とに由ることであつて、我國が世界の文化に寄與したことは、振古以來、殆んど無いと云ふてもよい程である。近代に至り、僅かに我國の古の藝術が、行き詰れる歐西の繪畫に、新しき跡を示し、或は醫學に於て、部分的寄與をなしたものであるに過ぎぬ。我が國民は世界の舊き文化國民に感謝の念を失はざると共に更に報謝すべく、文化の轉進に寄與せねばならぬ。

この事は官民上下學うて心に體し實現に努むべきである。然るに從來主なる政治家の唇頭よりも學者の口よりも、之を聞くに至らなかつたのは、物足らぬ好感じがした。この度我が皇太子殿下が御歸朝の歡びの席に於いて國

次には樂器としては、オルガンとピアノとが必要となるが、更に進んで労働者の中に管絃樂隊を組織してゐる工場も見受けるが、之は趣味の向上の點から見ても、誠に結構な事である。

—— 社會政策時報 ——

佐久間 鼎

一體群衆及び群衆中にある指導者の活動と云ふものは、まづ第一に社會的本能の發現であり、殊に個人を全體の意見なり信仰なりに服従させることの本能の發露である。群衆をして被催眠者のやうな行動を取らせ、如何にも重大な暗示や模倣をさせるのは畢竟この故である。群衆をして静かな気分にて比較的單獨にゐる社會の行動と異なる行動を營しめる所以は理想や習俗が平常の制取力を發揮しないからである。普通の場合には本能と云ふものは、種々の仕方で發達し、長い間の経験で訓練された行爲の法則に服従するものである。單純な數個の本能が互に相争ふ場合の

我國現時の問題

高島平三郎

裁判者はこの法則であり、過去に於ける同様な場合の模倣によつてその場合に一番適當なものを選定するのは亦これである。又何時にその行爲の法則は、習俗となつて行はれ、或は成文に表はされ、又集團の行爲として直接に耳目に觸れるやうに成形を見るに至つて社會の輿論に對する一般的畏敬の念が現はれて、一種の本能的強制力を有するに至るのである。そこで群衆の行動を催眠状態や模倣や暗示を以て説明しやうとする語説は社會的本能と、社會の生み出した社會的理想との一般原理が各方面にあらはれて見て説を成してゐるものである。群衆の中にあつては、群衆の現前と云ふ事實によつて招致された社會的本能の効果が優勢を占めて、從來所得の且つ訓練を經た理想を制過し、かやうにしていはゆる無拘束の行動を生み出す次第である。

民に賜はつた令旨の中に「世界の文化に資せよ」と仰せられたのは、眞に現時の我國に畫龍點睛の御言葉である。我が國民は現在將來ともに此令旨に副ひ奉ることを期せねばならぬ。

新聞記者の犯罪

其 警 視

新聞記者の犯罪としては、脅喝と誘惑と詐偽横領、それに姦通等を數へることが出来る。そして取別け脅喝は其第一位に推される程の數字を統計の上に現はしてゐる。

其の他の傷害、殺人、強窃盜、拘摸等の犯罪は彼等の間には全く見られないと云つてもよい位である。で新聞記者と雖も、犯罪の原因に就ては、一般犯罪人と選ぶ所なく、矢張り生活慾から發したものが多く、活きんが爲めに罪惡と知りつゝ之を行ふのであつて、其點は多少同情すべき餘地があるやうにも考へる。

の罪が相當に數へらるゝことが、彼等が社から與へらるゝ給料だけでは、到底生活を支へ體面を維持することが至難であること云ふことを、最も雄辯に語つてゐるのでなければならぬ。

司法官に告ぐ

大木遠吉

▲司法官の定年 に関する裁判所の構成法の改正は、第四十四回帝國議會の協賛を經、其の實施と共に多數司法官の更迭を見たり、蓋し檢察の適正、裁判の公平は、司法權の神聖を保持する所以にして、其の適正公平は、法律文化の進歩に並行し、社會狀態の推移に適應し其の學、其の識世の儀表と爲り、克く勤克く勉、以て劇務に耐ふるは清新なる精神と健全なる體質を具有する者に於て始めて之を期待することを得べければ也、定年法制定の必要一に茲に存す。

▲借地法及借家 法も同じく第四十四議會の協賛を經て、其實施を見るに至れり、地主と

借地人、家主と借家人の紛争は多年若き經驗を警め、近時倍々其の激甚なむさするまきに當り、之が制定を見たるは同慶に堪へず其の紛議調停に關する法規も、近く制定を見るに至るべし、多年心血を注ぎて立案せる刑事訴訟法、破産法強制和議法は已に稿を脱し陪審法、少年法、矯正法と共に提出せられむさするの運に至れり。

▲公廷に於ける 審理は實に訴訟の中樞を爲す、故に審理の任に當る者、獨り意を手續の遵守に注ぐのみならず、常に威備を正し、言を行を慎み、温容以て人に接し、各人を以て能く其の意中を披極せしむるを要す、苟も豫斷を以て事を處理し、言辭動作に妥當を缺くが如きことあらむか、國民の信頼に背き司法の威信を害するや大也。

▲檢察、裁判、監獄の三機關は、各其の職司を異にすこ雖、唇齒輔車の關係を有するを以て、互に相因依して各機關の本能を促進せざるべからず、起訴當を得、裁判亦是なりとするも、執行其の宜しきを得ずんば、刑政の努

がそれである、此學校は彼等の主義の行はるる新社會に適應する如く人間を改造し、血を流さぬ革命を成就する方法を研究させる處であるさうな、從つて其訓練は奢侈を去り疎朴生活に馴れしむるに在ることである、(共産主義者間には諸國に共通の特有學校を置いて、獨特の教育を行ふ事によつて居るか、其教育法は非人道的なもので米國の此學校の方針とは撰を異にして居る、詳細は別論に譲る)利益分配の主張の爲には直接行動を辭せぬ彼等としては奇妙な轉回と言はればならぬ、原始的疎朴生活に馴れしめ現社會に血を流さぬ革命を待來す教育は、超世間を教ふる教育で、或意味に於ては宗教的訓練である、彼等の共產主義は一大變化を圖して基督教の金慾となり、其の疎朴生活は生命の爲に何を食ひ何を飲まんかと思ひ煩ふの愚さを悟つた生活と言ひ得る、彼等は露國に於ける同輩が連々として私有制度の古業に歩みつゝある間に、一躍基督教的理想並義に舞戻つたものではあるまいか彼等として矛盾であるが、問扱いた末

力は、竟に徒勞に歸せん、蓋し刑政の目的は被告人の改過善養に在り、訴の提起刑罰の宣告は是皆其の目的を達するの手段に外ならず

——萬朝報——

不良少年の心的欲求と犯行

久保良英

不良少年の犯行を調べて見ると竊盜横領詐欺のやうな金品の欲求に基づくものが最も多い。而してその金品の要求は衣食の美を欲求するの心、色慾の爲に起るものが多数である衣服と性に關する慾求は悟道の人にあらざる限りその程度こそ異なれ、如何なる成人にも通有するものである。不良少年は只これ等の欲求の跳梁に委せて、少しも之に抑制する氣力の無い者である。勿論これ等の欲求は本能的であるから、往々發作的に激發し、凡ての精神界を燒盡して仕舞つて、少しも反省する餘裕を與へない。放火犯として時々檢擧される少女にはこの型に屬する者が多い。歸宅したいが一心に、主家を燒拂へば實家に歸るこ

に再び元の理想主義に取附いたものとすれば事は小であるけれども、世界思潮の暗流に注意する者の一顧を償する現象である。

——萬朝報——

少年少女の夜遊

海野幸徳

私の取調べた不良少年の少からぬ部分が、夕方より午後の九時十時まで街路に過して居るのである。そして、夜遊びの多くは、悪戯より、商店に於ける商品の掻擻ひ、掏摸、

窃盜にまで及んで居る。暗黒と不良とは關係のあることを忘れてはならない。マンゴウルフ氏は少年犯罪の四分の三は夕刻より午後十時までにに行はれるものであると特に明言して居られる。私の觀察によつても、夕方悪童

が三々伍々或は穴を掘つて大人を陥れて手を拍ち、土塊を人家の障子裏に投げ入れて家人を愕かして逃走し、婦女子に尾行して汚物を

着物になすり付け、途に少年を擁して金品を強奪し、出で、商店に於て手當り次第に物品

が出来る爲に、放火した少女や或は情夫と密會する機會を得んが爲に、或は情夫に金品を送らん目的に、竊盜せんとし又は竊盜した犯行を蔽はん爲に放火した少女がある。これは凡て本能的欲求の強烈的爲に殆んど盲目的に犯行を敢てしたに相違ない。

——婦人公論——

思潮の一轉

社説子

功利主義に酔ふて理想主義を忘れ獨斷を以て特有の指導原理を製造しそれを杖づいた共產主義者等の誤謬が、皮肉にも彼等學派の辨證法なる實驗に依つて證明されたので、露國の該主義者等は旗を捲いて元の私有制度に歸り始めたさうである、之は露人としてありさうな事である、米國の同主義者等は又來人らしく飛び離れた企てを始めた、先頃彼等は、紐育カトナー所在、労働者學校ブルツクワッド、スクールに大學を増設し、益々彼等一派の特殊教育を高めようとしつゝあると傳へられた事

を採め、以て其冒險振りを誇り、進むでは摸乃至窃盜を行ひ、遂に金箔付の不良少年に主なるを見る。こゝに於て、私は實際の上の例證を掲げ、夕方より小供に單獨行動を取らせることの非を父兄に向つて指摘してをく。殊に活動通ひを獨るで初めることの危険をも御注意申上げてをく。孰れ私の手が活動寫眞館にまで延び、屢々私の姿が活動寫眞館に現はれるやうになれば、種々の意外なる事情が再び江湖に提供されるに違ひないを信する。

私が取調べた不良少年の幾プロセントに就て困ることは不良少年が花街に夜を過し、或は遊廓に流連し、乃至、そこで巢食ふて居たことである。私の手にかゝつた二人の少年掏摸(今村博士の檢診に據るまの二人は精神病者である)は普通の宿屋では警察の嚴重な目がさゞくので、遊廓に居る方が安全だと言ふて居た、この者共は少年の身を以て連日女を擁して居たのである。これも私の見た十歳の一不良少年であるが、遊廓に流連して居た。そして娼妓が可愛がるかその私の間に

對して金のある間だけは可愛がります」と答へた。どうも困つたことだが不貞少女の中には特に色情關係の廢類が多いやうで、不貞少女中には少からぬ淫亂が含まれる。これは矢張り精神低格と密接な關係があらうと思ふ。即ち低格であるから、容易に多淫な男子に欺かれ節操を弄ばれるのである。そこで米國のマッサチューセツト州の家庭學校(トングダストルアル、スクール)に收容する不貞少女二百二十四人中百五十四人は十七歳以下に於て既に荒淫に陥つて居たのである。

——中外日報——

檢事總長の訓示

社説 子

近來頻發する所の勞働爭議に就て檢察官たるもの其爭議の内容に關涉す可きに非ざることを勿論なりと雖も「爭議の内容に容喙す可きに非ざるの故を以て是れより生ずる不法行為をも不問に付するが如きは其當を得たるものに非ず」と云へるは程當の言にして恐らく何

人も眞正面より之に反對するものなかる可しと雖も彼の治安警察法の如きものを極めて窮屈に解釋し暴行脅迫的の所行は勿論煽動誘惑に類する行為も悉く之を處罰するの方針を以て勞働爭議に臨むときは事實に於て爭議の内容に關涉することと爲り其結果殊更に事態を重大ならしむるは過去の苦き經驗に徴して争ふ可からざるを以て不法行為は之を不問に附せずと云ふと雖も安寧秩序を紊ざる限り當事者の互讓妥協に依つて問題を圓滿に解決せしむる爲めに成る可く寛大なる態度を以て勞働爭議に臨むの心掛は常に大切なりと云はざる可からざる近來一部の勞働運動が所謂左傾的傾向を呈し動もすれば社會の秩序公安を紊亂する其直接の責任は固より勞働者に在り殊に賣名の徒が事ある毎に一種の煽動的行為を敢てする其煽動に乗じて輕舉妄動するもの少からざるは彼等の利害より見て寧ろ氣の毒に思ふ所たれども往々檢察官の態度が常軌を逸し之が爲めに勞働者の反感を激成して左なきだに不規律無節制なる運動をますゝ惡化せし

むるの事實あるを見るときは特に當局者の慎重なる舉措を望まざるを得ざるなり若し夫れ犯罪手段及び犯跡隠蔽の方法ますゝ巧妙なるに連れて捜査の局に當る者の行動も亦敏活周到を加ふ可き筈なるに「近時社會の耳目を聳動したる重罪にして犯人を檢擧することを得ざるもの二三にして止らざる」の有様なるは「之れ警察官吏が捜査の知識に乏しく現行犯に對する處置に通曉せざりしに職由す」さて司法警察官の指導誘掖に就て監督者たるもの、注意を促すと共に刑事被告人其他訴訟關係人の取調に就て言語動作を慎み懇切丁寧を旨とす可きを訓示したるは能く時弊を知るの言なりとて我輩の喜ぶ所なり

——時事新報——



環境の研究補遺

文學士 佐佐木英夫

目次

序説——貨幣の季節的變動——季節と體力との關係——季節と精神的活動との關係——仕事に善き時と惡しき時の實例の世界的研究——心身が季節に應じて變化すること——肉體を有するもの、活動に最も善き温度——精神的活動は寒き時の方可なり——身體の最適温度は精神の最適温度よりも高い——結論

本年一月號から環境の研究と題して毎月本誌にコ

ラーの意見を紹介したが、尙コラーはハンチントン (Huntington) の『文明と氣候』(Civilization and Climate) を紹介してゐる、そしてそれが如何にもコラーの議論と符節を合するやうであるから余もまた之を紹介して見る氣になつたのである。ハンチングトンはデックスター (Dexter) の研究を續けた

のである。デックスターは嘗て余が日本法政新誌に於て紹介したやうに氣候と犯罪に就ての研究では知名の人である。勿論ハ氏の研究に於ては觀察も確かとは行かず従つて又論出した意見も不確實であるから、科學のやうに正確に氣候と動作との關係を肯定することに於ては缺點がある、ハ氏の意見は特定の團體に氣候が影響を與へたことを示してゐる。

二

さてハ氏は米國のニュー・イングランド (New England) の三つの工場に備はれた約五百五十人の職工及び女工の統計に基いたもので、其の最も多くの記載は一九一〇年から一九一三年に亙るものである。

賃銀の季節的變動は年によつて多少の相違はあるが先づ冬と夏とは低く秋は高くなるものである、其の原因は何であるか、それは工場の影響によるのである。次に季節と體力との關係を述べやう。

四

ハ氏はニュー、イングランドからフロリダに至るまでの肉體的力及び健康は季節によつて變化あることを明にして結局何處でも同様な結果を生ずるものゝやうであると云つた。次に起る問題は如何にして精神的活動が同様な方法で變化するかと云ふことである。

五

ハ氏は數學及び英語に關して一年間約千九百人の學生の點を用ゐた。此等の材料から精神的活動の曲線は秋と春との二つの主な時季のあることを明にした。そしてそれは何れに於ても同一であることを知つたのである。例へば米國の東端ワシントンの東二

十八哩なるメリーランド州の首府で合衆國海軍兵學校の所在地であるアナポリス (Annapolis) に於ても其西端と同様に最も能率の擧る時期は平均温度が華氏四十度を餘り遠ざからない時である。

六

氏はデンマーク、日本、コンネクチカット、ペンシルバニア、ニューヨーク、メリーランド、カロリナ、ジョージアナ及びフロリダに於ける研究の結果は一致するものだと云ふことを明にした。そしてフロリダ以外は冬も夏も最も都合よい時期でないことを示した。肉體的又は精神的活動は眞冬と眞夏とに於ては最少であるのにもかゝらず、春と秋とは明に最大に達するのである。以上は世界の凡ての部分に於ける氣候は吾等の研究に整合的な關係を以てするものであることを示すものである。即仕事に善い時と悪い時との實例の世界的研究を明にしたものである。

七

る。

八

最後に精神的活動に最も適する温度はと云ふと比較的寒い時が一層活動的であることを知つた、恐らく春の惰眠の悪影響は肉體よりも寧精神的状態である。明に人々は寒暖計が氷點から約五十度までの時は平均温度が四十度からあまり遠ざからない日が最も精神的仕事を爲すのによい。故に人の進歩は精神的及び肉體的活動の同等なことに依るのである。だから最大の能率は精神的及び肉體的最適温度の中間即約五十度と云ふ平均温度を持つて居ると云ふ結論が正當なものゝやうである。

九

植物動物及び人類に於ける生命の進歩の平均温度及び最適温度の曲線は華氏六十度の平均温度に最適温度があるべく肉體的エネルギーは四十度から六十度以上は變化しないことを意味するものゝやうである。

又明に北方人種は南方人種と比較すれば最適温度は只華氏の五度位の相位があるばかりである。之は全體の人類に取りて最適の温度は恐らく十度から十五度以上は變化しないことを意味するものゝやうである。

人の現實の生産的活動を云ひ現はすものと思つてよ
いと云つた。其等の下等の有機物に人間の曲線の類
似することは明である。一般に生活の下等な形式又
は活動の低い形式は精神作用のやうに一層進んだ形
式又は一層高尚な機能を爲すよりも一層高い温度に
於ける其の最適温度に達するやうに見える。生物學
的思想の全體の傾向は同様な法則は生活の全體の形
式に適用すると云ふ結論に向つた。要するに適用は
違つても原理にかはりはないのである、即ち最適温
度の法則は明に原形質 (Protoplast) の最も低い活
動から人知の最高な活動に至るまでの生活の現象を
支配する、由え見え肉體に對する最適温度は精神よ
りも一層高度であることが明となつた。

— 〇 —

ハ氏は其の著の最後の章に於て人は自然に大なる
關係のあることを高潮して「若しも吾等の假定が眞
實であれば人は彼が實認するよりも一層密接に自然
に依存するものである。けれどもその制限の實證は

自由への第一歩である。要するに今日は氣候の一定

の特別な典型は文化が高い所に流行してゐる、過去
に於ては同様な典型は大文化が起つた所には流行し
たやうである。だからかゝる氣候は大進歩の必要條
件であるやうである。氣候は文化の原因ではない、
何故と云ふと氣候の影響無限に深いものであるから
である。又氣候は唯一にして最も重要な條件ではな
くて多くの條件の中の一つであるのである。云々。」
と云つてゐる。兎に角人は自分で思つてゐるよりも
自然の影響を受けることが偉大であることは明であ
る。

(完)

菊人形

菊人形は好いよ。あれ程に人工的なものは恐らく外國にもな
いだらう。人工的によく斯んなものを拵へたと云ふ所を見て置
く必要がある。あれが普通の人間に出来て居たら恐らく團子坂
へ行ものは一人もあるまい。普通人間ならごこの家でも四五人
は必ず居る。團子坂へ出掛けるには當らない。

— 漱石「三四郎」より —

幼囚の遊戯問題

— 監獄高等政策の立場から —

寺崎生

狩獵の如きは目的の如何に依り遊戯にもなれば又生
活資料のためにもなる。

(一)

遊戯は之れを筋肉運動遊戯、精神活動遊戯、社會
活動遊戯とに分別することが出来る。

一、筋肉活動とは破壊し建設して自己の支配に置き
又は忍耐の結果或物を支配し得るやうになり快感を
起すのである。

二、精神活動は論理的思考に因る遊戯である、花合
圍碁、計算遊の如きものにして高等なる知能に依る
ものである。

三、社會的遊戯は競争的遊戯に外ならぬ、競争衝動
同情衝動、連合的衝動の正常なる發露を見るのであ

(二)

監獄教育として遊戯を認むべきや否やは重要な
問題の一である、遊戯は「あそび」、「たむじれ」と云
ふ語にして語そのものからして極めて軽い感じが起
るのである、從來我國に於ては遊戯を左程重要な
問題と認めないのである。

遊戯は一種の活動である、其の特色は自由にして
拘束されることがないので活動に因る愉快の満足を得
ること存するのである。何等の目的もなく、義務も
なく、制裁もなく、拘束もなく、自由なる愉快の運
動が即ち遊戯である。生存需用のために、生活目的
のために、契約履行のために、活動する場合は即ち
職業的活動である、作業的活動である、例へば

る、「フットボール」、野球、庭球、綱引等である。以上は學校に於て行はれる遊戯であるが他人の遊戯を見て満足することも出来るし、又物體に就いて行つて満足することもある。

遊戯の分類は上叙の如くである、其の價值を此の點から推測することが出来ないでないが、今少しく詳細に述べて見る必要があるやうに思ふ。

(三)

吾々の活動的衝動の起因に關して二つの相異なる説がある。其の一は勢力充實の結果にして充實せる勢力を目的なく消費せんとする努力にして勢力過剰である云ひ、他の一説は費消した勢力の補充快復にして休養に外ならぬと云ふのである。

吾人の體内に於ける毒素を洗淨し排泄するものは遊戯である、人類生活の基礎として衝動は極めて重要なものにして又其の露骨なる過度なる放恣なる發露は劣等にして有害である、而して遊戯は無害な

遊戯は勢力過剰であるか、勢力補充であるか毒素の排除であるか、或は之れを折衷するのが眞理かも知れぬ、併し其の價值は此の點に存在することは明かである。

(四)

體操の目的は教師の示範に依り生徒をして運動方法に熟達せしむるに在る。而して其の方法は生理的法則に従ひ全身の運動をさせなければならぬ、運動は平易より漸次強烈なるものに移り、更に緩徐なる運動に還り終りとすべきである、即ち行進運動に初まり次いで旗取、「フットボール」の如き強烈なる運動を爲さしめ緩慢なる全身運動にて終結すれば體操と遊戯とを合せて課することになる。即ち自由の活動、主とする遊戯と規律の嚴正を主とする體操とを併せて行ふものにして變化あり興味ある體育であると結論して良からうと思ふ。

る衝動の解放にして人生を安全無事ならしむるものである。

一、自己保存本能の満足として鬭争性が表はれるのである、鬭争は動物の通有性にして吾々に無ければならぬ力であるけれども動もすれば喧嘩となり、破壊となり、暴虐となる。之れを平和なる、無害なる形式に於て發露させるものは遊戯の外にないのである、衝動の危険性を除去するため——衝動の洗練のために極めて必要である。

二、一の仕事を完成しやうとすれば緊張の必要が起る、緊張の状態から解放するのが回復の一方法にして新なる活力を涵養する所以である。

三、遊戯は身體運動、殊に全身の平均活動は消化、呼吸血行を佳良ならしむるものである、身體運動は同時に精神活動を旺盛ならしむるは勿論である。

四、遊戯は教育上訓練の一助になる、即ち規律、協同、同情、忍耐、自重等を教ふるには最も都合の良いものである。

(五)

監獄に於て囚人相互間の争論や毆打のあることは事實である、彼等の衝動は此の事實となり顯はれるものと思ふ。若し彼等の衝動が遊戯となつて表はれるならば或は鬭争を惹起しないかも知れぬ、論争は消滅するかも知れぬ、若し彼等の衝動が體操となつて顯はれるならば、彼等は看守に對し難題を云ひ愚問を試みるこゝがなくなるだらうと思ふ。囚人の衝動の危険性を除去し、衝動を善用利導する唯一手段は遊戯である、遊戯と體操を別々に認めるか、遊戯と體操とを結合したものを採るか、此の問題は社會意識を考察し、國民の感情を洞察し、司獄官吏の心意を參酌して斷案を下すのが妥當であるまいか、敢て司獄官吏の一考を煩はすのである。(完)

印度の或監獄の話 (四)

見 十 生 譯

lv

— 流刑押送—死刑執行—

然し全囚悉く斯様な質の者とはかり云はれんので中には澤山立派な品性を有つて居るのである。例へば殺人罪を犯した様な者などであつて彼等は今自分が自身で其の標悍や一時の迷信から出た非行に呆れて居るのである。是等の人々はまあ御互より永く監獄に居る必要がなからうし、一旦出獄したならば再び犯を累たる心配もないだらう。典獄の護身兵は是等の囚人から組織されて居るので、俸給を貰つて居る衛兵よりは身邊の安全が一層確保されるのでそれ程信頼と期待を有つて居るのである。

特に私には他の人々よりも彼等が私の身を護衛す

印度人が白哲人種殊に彼等がブツカサヒブスと稱する人々に對して有する衷心の好感は時に甚だ奇妙でもあるし又感動を與へるのである。兎に角是の好感は自分の見るところでは多くは英國人の有する驚く可き正義の念と、之を偏頗なく實現せんとする決心の程に對して、第一に表はさるゝ様に思ふのである。是の精神は東洋に於ては殆ど神の心持として考へられて居る。若し英國人が強力に淫して弱きを扶くることをやめたならば、即ち低給なる英國人が印度の政治に關與する事になるならば、其處に印度に於ける英國失政の端が發するのである。

三月に一度は監獄行事中の最も悲惨な光景に接せねばならぬ。四五十人の囚人が厳しく錠を施されて嚴重な表門からの道路に配列し看守に戒護されて事務所の戸口に集まつて居るのである。重い鉢を施されて居るから、歩行も搖々して丸で家鴨の様だ。彼等の大多數は頑強な奴隷であつて、丸々と肥つた體格、いやに角ばつた骨組、發達した筋肉、是等の點

るに就て、一層の好意を有つて居たことを證明する事實があるのである。私は三度攻撃に出會つたが何時も私の護身兵は私が攻撃されたことを氣付ぬ前に彼等を遣付けて呉れたのである。或時私は階段を降りてあつたが一人の囚人がナイフを以て私に飛び掛つて來た其のナイフは特に是の目的の爲めに古鐵を以て彼奴が作つたと云ふ話である。何でも背口から後頭部に一撃を加へ様としたらしい、私はひらりと身を躲すや否や、自分の持つて居つた乗馬用の鞭で相手を打ち据へたが、其の時護身兵は恰も豺狼の一群の如く彼の周圍に迫り寄つたのである。私は全く彼等の上に轉ろげる様に身を投げかけて、是の憐む可き狙撃者の命を助くるため護身兵共を退き去らした。

から見ても恰も奴隷たるに適はしいのである。彼等は死を顧みざる犯罪人でむつとした顔の癡狂な表情は何物にも當惑せんと云ふ風に見ゆるのである。多くは殺人犯の共犯であつて——中には直接殺人の點に就て有罪でない者も居るが——輕減の情狀あるとか又は治罪上の専門的見解からして極刑を免れたものである。判決の言渡と云ふことは印度人の胸に非常な恐怖を以て響くのである。英國人でも少し本然の思素に立入つて考へて見るならば、彼等の不安の念を想像することが出来る彼等は今是の不安を以て門内に待つて居るのである。

彼等はカラバニの海を越へてアングダマンスの囚人植民地に押送せらるゝのである。是の植民地は極く最近迄は最も酷い階級的犯罪を犯した者のみを移送した場所の一つであつて、是處に行つたものは只僧侶から科せられた重い勤行を果たした者だけが、復歸することを許されたのである。然し積つて見ても理るが、是等賤奴の頭には宗教觀念などと云ふもの

は極めて少ないのである。それは左様でもあるが然し宗教と云ふものはともすれば迷信の別名として見られ無知な不没漢な徒輩は往々教會通ひの連中の様にこの迷信に溺惑することもあるものだ。それは何れども差し置いて如何に頑陋な彼等と雖も、子供時代を過した村の平和な生活や、慈愛溢るゝ両親のハグクミや野原や並木の中で昔唄ふた牧謠——而も二度と後世見えることの出来ない是等のものゝ上に一度回想が及ぶならば、彼等と雖も衷心に何等の煩悶もないと云ふふとは疑はざるを得るのである。

一人一人取調をやる中に各自が今日迄格別の感じもなく見て来た周囲の事物に對して、立去つて後他日如何に懐かしきものになるだらうかと、最後の見納めをして居る様に思はれたのである。邪道に迷へる者にも斯の如き優しき心情があると云ふこれは殆ど何人も想像せぬところであらう。是の心情が彼等の胸底奥深く何處にか秘められてあると云ふことは其他の事に就ては一向無頓著で死と云ふ事に就ては

然し次の移送期迄病院に收容して充分治療を加へるから結局病者も大抵移送せらるゝのである。

アンダマン島に移送された者は最初からの三四年間は随分辛い生活を送る様である。然し其後彼等の行狀が善良であれば、女囚と結婚することも許さるゝし又小さながらも地主として自分の農場に落付いて生活することが出来るので彼等の生活とても決して何等將來に望がないと云ふ譯ではないのである。然しアンダマス島の風物は如何にも彼等が曾住の地のそれとは事異はつて居る。熱帯の草叢が密生して居るかと思ふと、他は際涯なき曠野である。如何に囚人等か是の風物の變化と云ふことに依つて感傷的になつて居るかと思ふことを私は良く知つて居る。パンジャツプ地方の人民が入營して居るカルカッタの聯隊に於てさへ兵隊は懷郷病に罹つて居ると云ふ話である。雄大な郊外の熱帯氣分として見られた大きい椈樹や豊饒なる稲野の眺は變じて乾き切つたカーキー色の曠野となり從來見慣れた樹木は無くして

へ無關心の様な者が死力を盡くしても是の運命から免れ様と努力するのを見てわかる。

所詮最後の時が近づいた黒い鐵門が開かれて鐵籠が葬式の鉦の様な音を立てつゝ、彼等の一群は表門外に集合して居るのである。彼等は門廊から内を覗いて彼等が生地の監獄に最後の一瞥を残して心無なき汽車は、彼等を載せてカルカッタに向つた。途中彼等は車窓から色々變つた風光に接したことであらう。兎に角是の瞬間に彼等は監獄を去つたのである。夢の如く懐かしき故郷を後にして。

如何と案せらるゝが併し幸に彼等の大部分は尙生存して居るだらう。移送の言渡を受くる者は澤山あるが大多数は最後に移送されずに済むのである。と云ふのは移送囚に就ては年齢も考慮し充分身體検査をやるからである。移送を免れ様として或る毒物を用ひて心臓の故障を起すものもある、其の毒物の何であるかは未だに發見されない。視察するに金持の朋友を有つた手輩のみが是の病氣を作る様である。

只僅かばかりの刺多き灌木の貧弱なる緑を見るばかりの眺に化したのである。是の變化は取りも直さず印度の廣漠さを示すもので、濠洲の山地に住む人々が懷郷病に患るよりも一層印度の一地方の人々が他地方に於て是の病に苦しむのである。

偕て人々が社會と云ふ煩瑣な器械に彼等の人生と云ふものを投じて起る怖ろしき最後の場面に話に進めやう。

監獄の裏手に四角な平家建の白屋が立つて居る戸口の上に『死刑監房』と云ふ不吉な文字が表はされてある。三房あるが三房共使用されたことは屢あつた不祥と云ふ感は矢張り彼等囚人の胸をも刺して居るものと見えて何日ぞや少し言葉を交へた囚人が斯云ふ事を語つた。『大人よ私は既に死んで居るのであります』運命と云ふものに對する印度人の特異なる忍従を持して、彼等は是處で短かい三週間を待つて居るのである。只青空を眺め鳥の啼く聲を聞きつつ。或る夕刻翌日の死刑執行の準備をせねばならぬの

で馬で私宅から役所に出掛た、四月の非常に暑い夕
 頃で馬もだるそうに時々躓きつゝ、歩いたのであつ
 た。平原の彼方には物凄い程金色の莊嚴味を帯びた
 太陽が輝き、街道の砂塵は琥珀の雲と舞ひ上つて居
 る。門で馬を降り職員を呼んで監内の遠い隅に行つ
 た、其處は圍を仕切つてあつて中に絞首臺がある。
 是回の執行は初から、自分が立會するので、餘り乗
 氣がしなかつた。囚人と同じ重量の砂を入れた袋を
 繩の一方に吊るして規定の落下を試みて見た。翌朝
 再び其の場所に行つた、今しも朝暾が平原の一方よ
 り起り、凡ての印度人は活動の最中である。鸚鵡や
 鳥が啼き飛び交ひミナスはチヌーチユーと鳴嘯して
 居る。斯様なごつた交せな音は印度人でなければ知
 らないのである。憐な處刑者を監房から出し、いかめ
 しい行列を作つて絞首臺に臨んだ。警備の一隊は早
 や銃劍を付けて障墨の周圍に塔列して居る。私は絞
 首臺の立つてある高臺の下の處で判決と記録を読み
 上げた。其れが了ると處刑者は絞臺に上り牢戸の上

積りを得意で居るが、實は猛惡な殺人犯で處刑せら
 れた者である、絞首臺の下を横着な態度で自分にこ
 んな事を言つた。

『ふむ—お前は只已れ一人で殺すことが出来るん
 だな、手前なんざあ二十人も殺したことがあらあ』

ピツキと云ふ肉付きの良い農夫が處刑せられたこ
 とがあつた、極めて平氣な面で絞首臺を眺め、私が
 判決を読み聞かせた時、『全く然うだ』と叫んで、恰
 も褒美で貰ふ様な態度で大股に絞首臺に上つたので
 ある。自分が手にかけてた者の中で是の年若い農夫が
 一番偉い男だと思ふ、其後も度々彼の事を思ひ出す
 聞いて見ると村と村との間に血を流す様な争闘があ
 つて二三の人が贖罪金を拂はねばならぬことになつ
 たのである。處でピツキは其の首謀者として自分は
 名乗り出て刑を受けたのである。彼は絞首臺の露と
 消えた。然し彼の死は正に英雄の死たる趣があるの
 である。若し自分に人の生命を救ふ権限が與へられ
 てあつたならば、先づ彼を助けたことだつたらう。

に立つた。萬事は敏速に取り運ばるゝ係りの者は處
 刑者に腕枷を施し、頭から袋を被せた現世の見納め
 を他所にして、私は手にハンカチを持つて高臺に立
 つた。凡ての用意は滞りなく出来た。係りの者は槓
 杵を握つて、高い口調で呼んだ。『閣下、用意が出来
 ました』自分で手を下して合圖をするや否や執行の
 役人は槓を押した大きな音を立てて牢戸が開かれ處
 刑者は落下したのである、石の様に而も永遠に。
 餘り心地の良い儀式ではない、自分達も無論左様
 に感じたのであるが、側に立つて居つた冷靜な性の
 人々でも言葉で言ひ表はすことの出来ぬ、數々の感
 想に支配せられたのであつた。

處刑前の數分間人生最後の謎を解く可く其處に立
 つて居る間の彼は人間として最も優れたる者である
 是の謎に對しては早晚御互も何分の解決を與へなけ
 ればならぬのではあるが。

只一人此の斷末魔に臨んで、恐怖の念が見はれた
 者があつた、二十歳ばかりの青年で自分は殉教者の

處刑前に多少彼に就ての話を書いて居つた。そこで
 何だか自分には彼は運の悪い者であつたのだと云ふ
 感が致された。彼は決してこれ迄絞首臺に上つた者
 の様な惡黨ではない様に思はれたのである。寧ろ彼
 は女性的な盲目的殘忍を以て自己の全能を擁護せね
 ばならぬと云ふ法律なるもの、犠牲となり、其の網
 に浚はれて行つたのである。(完)

俳人の見た秋

秋さいふ風は身にしむ薬なり
 行く秋や棺にかゝる飽屑
 世の中をばひりかれてや蛇の穴
 秋風に耳の垢されわたり守
 猿ごの夜寒訪ひゆく見かな
 行く秋や抱けば身にそふ膝頭
 露ちるや地獄の種を今日も蒔く
 こちら向け我も淋しき秋のくれ

其角 文章 惟然 去來 蕪村 太一 芭蕉

沖繩の民俗と女性犯人

黒田源太郎

一、沖繩の民俗

沖繩の女性犯人を考察するには、先づ其民俗の一理を知らなくてはならぬ、沖繩は男の遊んで女が働く島だ、男佚女勞の國だ、とは沖繩を瞥見した人の多くが言ふ評語である、これは現今の沖繩全體の批評としては當つて居ないが、比較的働かない首里、那覇の男と、男同様働く田舎の女とを見ては、かう考へられるのも無理はない。實際この男佚女勞の慣習は場所によつては未だ根強く蟠つて居て、それが爲めに生産力、經濟力の向上を阻害し、延いて種々の惡徳を發生せしめて居るのである。曾て一木内務書記官が、沖繩を視察した取調書には稍々事實に近いものが紹介されてある、今其一節を抜抄しやう。

市街地で生活の困難なのは、一は男が懶惰なるに由るのである、

情放逸なること、中流以下の士民と別に異なることなく、すべて遊藝の如きも男子に之を能くする者が多くて、女子には殆ど稀である。(中略)間切人民は概ね皆農業に従事するが故に、男子も女子も共に勞働し、首里那覇と大に趣を異にするが、家政は猶ほ女子に於て之を主とするものゝ如し。云々

之は今より二十年前の沖繩の社會状態の一端であつて今日は大に改良されたとは謂へ、尙其餘弊が跡を絶たないのである。沖繩の上古に於ては、妻は勞働力として値のある物であつたから、他家の女子を妻として、たゞ自分の家に迎入れようとするのは、即ち其女子の家より勞働力を奪ふのである故、相當の價格を拂つて之を購はなければならなかつた、若し購ふことが出来ない者は掠奪したのである。之は今日賣買婚や掠奪婚の遺風が婚禮の儀式に遺つて居るので知らるゝ、又一木書記官の取調書に次のやうなことがある。

風俗は純良であるとは言へない、間切には到る處まで大概毛遊又は「ヤガマヤ」と云ふものゝ無い所はない、毛遊とは妙齡の女子が鉢々男子と相携へて、殆ど毎晩野外で遊ぶの謂で、「ヤガマヤ」

沖繩婦人の勤勉なるは實に驚くべきもので、旅館に反布を齎す者市場に雜貨を市ふ者、店舗に坐して商品を齎ぐ者、頭に重大な物品を戴いて往來を通行する者、多くは皆女子である、道路修繕のため多數の女が頭に簪を戴いて土砂を運搬するは屢々見る所である、男子にして日傘を携へて、悠々緩歩する者が道路に群を成すは、先づ旅行者の目を驚かす珍現象の一である、首里那覇の沖繩人は、女子の養を受けるために妻を娶るものゝ如く、男子は結婚の年齢に達すると、自分と同年又は年長の妻を娶る者が多い、年少の婦女を娶る時は、家政を擧げて之に委任することが出来ないから、男子は結婚に際し營業資本として三四十圓を新婚の妻に交付し、女子はこの資本を受けて専ら營業に従事し、偶々餘分の利益があるとき、之れを良人に授けて遊興の資となすを以て女子の働きとし、互に相誇るの狀があると云ふことだ(？)。上流社會の女子に至つては、全く之に異なり、深窓の下に起臥して、外出することが至つて稀で、教育も無く、手藝も無く、其の如何にして日を費すかは殆ど想像の及ばざる所である、だからその男子の遊

さは多數の男子が深夜一室に會し、女子は手工を爲し、男子は傍に在つて樂を奏し歌を謡ふの謂である。間切に於て男子の結婚するは毛遊に淵源するものが多く、父母も殆ど公然之を許すの有様である。(中略)首里那覇には此類の惡習のあるのを認めないが、其の代り夥多の娼妓が居て、其の公認されたのは千五百八十二人であるが、實際の数は三千人に達すると云ふことだ、尤も沖繩の娼妓は中上位に在る者は殆ど外妾も同様だから、娼妓の数も自然多くなければならぬ譯だ。(下略)

之亦同時代に於ける沖繩の男女關係であるが、今日は教育が稍々普及せんとし、加ふるに青年會婦女會などが活動し出した結果、毛遊や「ヤガマヤ」の如き風習は殆ど廢れたり云つてもよいが、然し各字到る處に青々とした芝生があつて、其周圍に常緑の榕樹の枝が熱い南國の日光を掩ふやうに茂つてゐるのを見て、私は茲に髮の頂に簪を長く突き出し、肌の透き通つて見ゆる芭蕉衣を着た島乙女と、南音のるく蛇味線を弾いて語りあひめく、色の淺黒い無氣力な青年と結び附けて冥想すると、或限りなき感興が湧いて來るのである。

沖繩の田舎に於ける貞操観は、一時代までは、結婚した後に他の男と關係する時か、或は結婚せない前でも他部落の男と關係する時に、初めて貞操問題がやかましくなるのであつて、結婚せない内は自分の部落内なら、誰と關係しても貞操を破つたことにはならなかつたのである、然し段々時勢の進歩に連れ女子の貞操観も變つて來たが、尙未だ其彩りと香が遺つてゐるやうである。『沖繩中流以下には、處女が居ない』と、私の耳に囁いたものがあつたが、夫れ或は然らんと思ふ。

二、女性犯人(上)

最近十年間に於ける沖繩の女性新受刑者(拘留以下を除く)は、僅か百五十三名で、其罪名は

竊盜八一、贓物に關す一七、姦通一二、詐欺一一、放火七、文書偽造五、横領四、嬰兒殺四、略取二、誘拐二、傷害二、恐喝一、徵兵令違反二、銃砲火藥類取締法違反三、

である。

竊盜の中で一番多いのは明巢覗と搔拂で、萬引も

七件あつたが其動機は何れも貧困が多数を占めてゐた。沖繩の子供や貧民の婦女は搔拂を平氣でやる燃料不欠の爲めに、朝夕海岸や港灣の岸壁漂着する小木片を拾ひに行くのもある、頭に簀を戴いた婦人が、態々屈んで寸餘の木屑を拾つて行くのを往々見受けた、年頃の娘が荷車の後ろから甘蔗を抜き取つて之を口にするのを耻としない。宮古島にて埠頭でこぼれ米を土砂と共に掬つてゐる女子供が多数居つたが、彼等の中にはそれに満足しないで米袋の底に孔を穿けたり、或は砂糖樽の蓋をづらして黒糖を嘗めるのを見受けたことがある、斯様な状態であるから、輕微の盜みは大した罪でなからうと毫も意に介しないのである、實にや沖繩では『盜みしても肝の美されはすむん』(盜みはしても善ければ濟むの意)と云ふ諺がある。

贓物に關する犯罪の比較的多いのは、勿論利慾に因るので、犯人は多く飲食店の女主人である。姦通罪に就ては反復説明する要もなければ、其動機は性

來の淫奔が三、夫と不和合三、夫の出稼又は他に在勤中四で、遠い布哇や南米に出稼せる留守中や、涙で那覇の埠頭に夫の入營を見送つた妻に間もなく情夫が出来たなど云ふ事例は實に珍らしくないのである、それから離縁の手續を濟まさないで他に再嫁せるもの一、夫と婚姻前より關係せる情夫ありしもの一である。沖繩の女性は一面よく働くが他面に薄情な點がある、若し夫が入監でもしようなら、直ちに妻の方から逃げて行くのが多い。

沖繩は曾て日支兩屬の國であつたから、虚言は此國に最も必要なるものであつた、唐人は萬問答と云ふ嘘の教科書がある、之は唐人の間に對して倭の屬國でないことを答へしむる方便であつた、斯かる境遇に置かれた爲めか一般に平氣で嘘をつく、詐欺其他の犯罪の數が女性にも尠くないのは、これ等の思想が傳統的に通ふてゐるのであるまいか、勿論此種犯罪の動機は窮迫や利慾やにある。

放火は沖繩の如き其燃焼し易い住家の構造が、犯

罪を可能ならしむるに利便であるが、其數極めて少い、之れは間切内法とて字内の制裁法即ち私刑法が古來行はれ(今日は僅かに其一部が行はる)、放火犯者は勿論其家族も所拂さる、一條が存在するから容易に犯さないと云ふことである。而して放火の動機に所謂失戀とか嫉妬が少く復仇的にやつたのが多い之は他國と大に其趣を異にする點で、彼等は二世も三世も夫婦と許した男に繁履の如く棄てらるゝことを左程貞操上の問題としない、更に情人を物色することを忘れないからである、随つて彼等も夫を棄つることや自ら離婚を求むることを平氣でやつて居る。

私生子を擧ぐることを能とし、私通を以て反道徳とする社會の制裁が薄弱である此國では、嬰兒殺や墮胎といふ悲惨な犯罪を少からしめてゐる、即ち此十年間墮胎は皆無、嬰兒殺は唯四件あるのみ。

開港地には、よく子供を略取して賣つたり、海外醜業婦に誘拐する犯罪あるが、沖繩の略取は之と趣

を異にし、二件共同一の手段で失敗してゐる、それは田舎の女が妊娠したと一旦親族に披露したが、不幸にも一は流産し一は妊娠でなかつたことを耻ぢ殊更妊娠を装ふて煩悶してゐたが、偶々市街へ行きたる際、生後間もなき嬰兒を背にせる子守を欺き、巧みに略取し數日を経て歸宅し、『私生んだ嬰兒だ』と親族を喜ばしたのである、此芝居は筋書が誠に拙劣であるが、沖繩にては、婚姻、妊娠、出産、生年祝には、身分不相應の饗宴を張る慣例があるので、此場合彼女の面目を失ふこと甚大なるものがあつたからでもあらうか、其背景に子なき女は去るてふ例の一條が最も鮮明に脅かして居るからである。

女性の傷害犯、一人は娼妓たりし妾、一人は四十七歳の老婆である、此老婆に就ては特に語るべき哀話が続んで居る、彼女は體格肥滿體量實に二十四貫犯状は内縁の夫と喧嘩し山刀を以て打つたのであつた、彼女の父は山原船の船頭、曾て船客が大金を懐にせるに目が眩み、之を強奪し刺へ絞殺して海中に

投棄したが、事露はれて沖繩監獄の斷頭臺上の露と消えた最初の一人である、當時十四歳の小娘であつた彼女は、長じて夫を持つたが不幸にも病没、若い寡婦時代に操行不良、果ては窃盜罪で一度入監したこともあつた、そして彼女の弟も亦窃盜罪で現に入監して居る、これも前世の因縁であらう。

沖繩に巫女と云ふものがある、神託を宣傳し又生靈死靈の口寄即ち神懸りをも兼ねて遣るが、不當の利を得る爲め人を恐怖せしめたので恐喝罪に問はれた者一名あつた、此他安りに吉凶禍福を説きて警察犯處罰令に據り處分されし者が毎年十數名ある、之は沖繩特殊の犯罪である。

徴兵令が沖繩に實施されたのは明治三十一年で、爾後七八年間は夥しい徴兵忌避があつたが、特に明治四十三年國頭郡の徴兵署に於ける桃原部落民の大暴動が大團圓を告げてより、漸次減少し來り此頃は殆ど其跡を絶つた、されど其當時は毎年餘沫が女性に飛んで多くの犠牲者を出した記録がある、それは

累犯者もまあ大した者はゐない。

母が可愛い子供の合格を恐れて、線香火で眼球面を焼き角膜炎症を起さしめたと云ふ、如何にも淺慮な遣り方であるが、一時は愚昧な彼等の間に多く流行したさうである。

銃砲火藥類取締法違反、それはダイナマイトの密賣買である、其出所は島内特に八重山炭坑、其用途は漁業用のみであつたが、近來遠く横須賀方面まで轉出したことがあつた、かゝる危険な犯罪も一は利慾の爲めであるが、一は夫の犠牲となつて買取るからである。

三、女性犯人(下)

次に女性犯人を犯數別にすれば、初犯一二五、累犯二八で、其割合初犯八二、累犯一八となる、更に累犯者の中窃盜二犯一三、三犯六、四犯五犯各一、六犯七犯各二で、其他詐欺、贓物に關す、誘拐各二犯一宛である、而して愚鈍、精神低格者、ヒステリ

次に女性犯人を犯數別にすれば、初犯一二五、累犯二八で、其割合初犯八二、累犯一八となる、更に累犯者の中窃盜二犯一三、三犯六、四犯五犯各一、六犯七犯各二で、其他詐欺、贓物に關す、誘拐各二犯一宛である、而して愚鈍、精神低格者、ヒステリ

一と老衰孤獨者が累犯者の中に多かつた、千代の句に「一抱へあれど柳は柳哉」と云ふのが、女性の男依女勞の風習に依つて、生活の奮闘場裡に驅逐さ

る、劣敗者であるといふことは否むことが出来な
い。即ち稍有資産者二三、無資産者一二九、赤貧一
〇である。

尙ほ沖繩にては、近代迄殊更に女性を無學にした
其遺風が未だ矯正されないから、女性の向學心薄く
従つて無學者が著るしく多い、勿論年齢との關係も
あらうが、無學者一二一で全體の約八割を占め、尋
常科卒業者僅か九あるのみである、以て其一班を知
らるゝであらう。

職業と犯罪の關係、今在りの儘に列舉せば、

農作三〇、魚賣三、機織一〇、帽子編二一、裁縫二、豆腐製造九
古着商四、各種行商五、飲食店七、雜業一二、酌婦又は下女一四

秋の悲哀 河上 肇

○或る病院にゐた施療患者が日々の氷代を ○一人の母が一人の氣違ひの子を育て、念願であつた。その念願通り氣違ひの子は
拂ふ金がないからと云ふので——施療患者 た。氣が狂つてから二十年近くにも爲つた 死んで仕舞つた。しかし亡くなつてから母
も水代の實費は納めなければならぬ規定だ らうと思ふ、卅は生傷の絶間がなかつた。 の話を聴くと、死んで仕舞つて見れば何の
と見える——退院したと云ふ話を聞いた慘 或る夏の夕べなどは、湯を使はさうと思つ ために自分は生きてゐるのか分らなくなつた
酷が固定して制度さなるさ、悲しい話も、 て用意してゐる所を、不意に熱湯をあげせ さいふこさであつた。秋は寂しい。(中外
さまで人の心を動かさなくなる。 掛けられて、大變な火傷をしたことあつ 日報)

恩典の悲哀

荊 屋 老 龜

在監人の妻が、その夫のた
めに節操を維持する義務のあ
る事は、夫の入營に由りて離
婚せざる以上、何處までも徹
底せられねばならぬ筈である
然し實際はそれが不徹底であ



る場合が往々にしてあるので、若い、在監人の心配の
一部分は妻の節操問題である、外の事と違つて、露
骨にも言ひかねて『女房の事は案じもせぬが子が可
愛い』とか、『老母の世話を誰がしてかかるか』心配で
ある』とか、遠廻しには言ふものゝ、實は女房がど
んな態度を取つて居るか、明けても暮れても氣に
懸るといふ連中が中々多い。

日雇二、其他六、無職一七
である。農作の多いのは職業分配が偏するに因り、
帽子編の特に多いのは家庭職業の大部分を占むるか
らで、此職業中には早熟せる女性が情夫の歡心を得
んが爲めに、不似合な白粉を塗つたり香水を振りか
けたり、其他嬌曳の費用に窮したと云ふのが少なく
かつた。これは他國の不良少年が賣笑婦に熱中する
のと同様主客反對の徑路を辿つて居るやうである。
叙上數節に於て沖繩の民俗と女性犯人の梗概を説
明した。尙ほ民俗の改良及犯罪豫防の卑見なきにあ
らざるも、茲に筆を擱く。(終)

留守中の節操が氣に懸らぬやうな堅固な妻ならば
であるが、何をいふにも自分と一所になつた經歷か
ら考へて見ても、節操などは眼中にない女と見て居
る夫には氣に懸るのも無理はないやうなものゝ、氣
に懸けるほどのものでもないが、そこが夫婦となれ
ばさうも行かぬと見へて頗る重大なる問題となる。
在監人と一口にはいふものゝ、家庭の立派なもの
もあるから、それらの人達は除外とする。

接見の時、『俺の顔をつぶすやうな事はして呉れる
な』と、意味深長な訓戒を妻に對して置いて置いたにも
拘らず、出獄して噂を聞けば不埒な行動も數回あつ
たといふので、殺人、傷害などの再犯を勃發するの
も珍らしくはない。

現在在監して居る男に、その女房の品行に關して新入者が水をさすので、女房に對する憤懣と、同囚間に不面目なことで、遠方の監房へ移送して貰ひたいと願出づるものもある。

茲に最近假出獄になつたものが、妻の妊娠處分問題に當惑して相談に出て來た事實がある。

生命保險の勧誘員で、相當常識のある男が詐欺罪二年半の處刑で、二年目に假出獄となつた、在監中二ヶ月一回接見に來てる妻から二人の幼兒の様子も聞いて安心して居つたが、案外假出獄で早く我家に歸つた裏心より嬉しかるべき筈の妻が、何だか打解けぬ模様がある、ハテ不思議と思ひながら注意して見ると身體に異狀があるらしい、さればといふても直ちに詰問にも及びかねたが、必然それに違ひないと見當がついたので、出獄後十二日目の夜、襟を正して取調べて見た、妻は一も二もなく白狀した、泣いて懺悔した、何れは發覺する罪であるから、今の内に處決せうかと、出獄されたその日から毎日毎夜

思ひ煩うたが、子供の事が絆となつて今日までも長らへて居る、今は何とも申譯がないから死んで謝罪するの外はない、残る子供を宜敷頼むといふては泣く、「教師さん困りました、こんな困つた事はありません」と、その男も泣いて話をするのである。

かくの如くに成行いたには何か事情があるであらう、聞いて見ればかうである、此女には始め養子をした事があつた、夫婦仲は睦まじかつたが、兩親の氣に入らぬために離別せられた、爾來十幾年、去られた男も別に女房子を持ち、女は今の男と夫婦となつた次第である、男の入監後、川向ふに住居して居る先夫が留守見舞に來て呉れた事がある、一度丈で濟ませばよかつたものを、何をいふにも情緒未だ絶えざるもの、ある間柄、度々訪問を受くる中に、ツイ焼杖に火がついた、どうする事も出来ぬやうになつたと思ふと、妊娠、今更の如くに驚いたが、眞にどうする事も出来ぬ、今や確かに四ヶ月の身重もたなつて仕舞つた、監獄の夫が放免になるまでは、生

談しては如何ぢや。

答、私は厭ひませぬが、妻が心外がりますから、とてもさうは參りませぬ。

問、それでは誰か他人を仲間に入れて示談をするがよからう、保護會の人を私から頼んで上げやう。

答、保護會の方も結構ですが、誰か外に頼んでは貰へますまいか。

此の如き問答懇談數番の後、終に其近所の老婆を頼んで示談する事とし、それでも埒の明かぬ節は保護會へ依頼する事として引取つた。

その後示談は都合よく纏つて、産兒は先方へ引取る事になつたが、十月滿つるそれまでは、不快な感を以て妻を見ねばならぬ事は心外千萬である、慘ましい家庭である。

假出獄前の調査にも、立入つて妻の素行等を見落してはならぬが、さて中々これが表面に分らぬには困る。

右は最近の一例であるが、予は此に似た實例を既に數回經驗して居る、不意打ちの出獄を喜ぶのは當然であるが、喜びの中に當惑するものもあるといふ事を御參考に供するのである。

んで子供の處置を付けて、知らぬ顔をして居るか、それまでに別な方法を講じて子供の處置をするか、折角心配して居るところへ假出獄とは目出度もあり目出度もなし、一死以て罪を謝するのみと妻は泣くのである。

如何にせは宜敷きか、思案に餘つて教師師さんに相談に參りましたといふ話。

問、お前さんは妻の罪を許すか、許さぬか、

答、妻の罪を犯すに至つた原因は、言はゞ自分の犯罪にあるのでありますから、寧ろ私が反省して懺悔します。

問、生れた兒をも育てるの雅量があるか、

答、それは困ります、先方の兒は先方へ渡したいのであります。

問、先方の意見を聞いて見たのか。

答、まだ聞いては見ませぬが、聞く方法に困つて居ります。

問、先方の男と、お前夫婦と、三人一所になつて懇

統計

統計

大正十年七月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	越員		出監	現員	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
				入	監			在	在	未日現在	未日現在	増	減		
四六、三八五	二、六二一	二四三	二二	二、八七六	二、七四四	二、五七二	二、七六三	四六、三八五	四、二〇二	四二、二〇二	四二、二〇二	△	四二、二〇二	△	四、二三八
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
男 四七、六五四	男 一、六一八	男 二四三	男 二二	男 五、五〇三	男 三〇二	男 二、八四	男 一、七三	男 四七、二八六	男 一、六三一	男 一、九四二	男 一、九四二	△	男 三六八	△	男 四、〇七〇
女 一、六一八	女 一、六一八	女 一	女 一	女 三〇二	女 二八九	女 一、六三一	女 一、六三一	女 四七、六五四	女 一、六一八	女 一、九四二	女 一、九四二	△	女 一三	△	女 一一一
總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計	總計
計 四九、二七二	計 四九、二七二	計 二四三	計 二二	計 五、八〇五	計 六、一六〇	計 四八、九一七	計 四九、二七二	計 五三、二九八	計 三、五五〇	計 三、五五〇	計 三、五五〇	△	計 四、三八一	△	計 四、三八一

大正十年七月末在監者人員表

監獄別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小菅	一、三七一	一、二八七	—	—	—	—	—	—	一、三七一	一、二八七
東京	一、七三三	一、六一八	—	—	—	—	—	—	一、七三三	一、六一八
豐多	八八九	八八九	—	—	—	—	—	—	八八九	八八九
東野	二、五三六	二、五三六	—	—	—	—	—	—	二、五三六	二、五三六
小濱	一、三九九	一、三九九	—	—	—	—	—	—	一、三九九	一、三九九
合計	九、二七二	九、二七二	—	—	—	—	—	—	九、二七二	九、二七二

備考 內朝鮮人受刑者男一四六人 刑事被告人男一〇人 支那人受刑者男三三人 刑事被告人男七人 英人受刑者男一人 米人被告人男一人 露人受刑者男一人 チェツクスログ人被告人男一人 伊人受刑者男一人 西班牙人男一人

統計

監獄別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
浦和	七九	七九	—	—	—	—	—	—	七九	七九
和橋	六三	六三	—	—	—	—	—	—	六三	六三
千葉	六八	六八	—	—	—	—	—	—	六八	六八
水戸	五〇	五〇	—	—	—	—	—	—	五〇	五〇
宇都宮	四九	四九	—	—	—	—	—	—	四九	四九
長野	九二	九二	—	—	—	—	—	—	九二	九二
甲府	六七	六七	—	—	—	—	—	—	六七	六七
靜岡	六二	六二	—	—	—	—	—	—	六二	六二
名古屋	六九	六九	—	—	—	—	—	—	六九	六九
安曇	六〇	六〇	—	—	—	—	—	—	六〇	六〇
岐阜	五五	五五	—	—	—	—	—	—	五五	五五
福井	八六	八六	—	—	—	—	—	—	八六	八六
福山	二二	二二	—	—	—	—	—	—	二二	二二
金澤	三三	三三	—	—	—	—	—	—	三三	三三
富山	二八	二八	—	—	—	—	—	—	二八	二八
新潟	四九	四九	—	—	—	—	—	—	四九	四九
福島	六〇	六〇	—	—	—	—	—	—	六〇	六〇
宮城	八五	八五	—	—	—	—	—	—	八五	八五
盛岡	四七	四七	—	—	—	—	—	—	四七	四七
智徳	三五	三五	—	—	—	—	—	—	三五	三五
山形	三九	三九	—	—	—	—	—	—	三九	三九
秋田	四七	四七	—	—	—	—	—	—	四七	四七
大津	一、〇九七	一、〇九七	—	—	—	—	—	—	一、〇九七	一、〇九七
京都	二、五三三	二、五三三	—	—	—	—	—	—	二、五三三	二、五三三
奈良	八七	八七	—	—	—	—	—	—	八七	八七
合計	九、二七二	九、二七二	—	—	—	—	—	—	九、二七二	九、二七二

六月以下
三月以下
拘留
合拘
受刑者ノ初犯
受刑者ノ累犯
計
十八歲未滿
二十歲未滿
二十歲以上
計

大正十年七月末日現在在監受刑者罪名表

(△減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減
竊盜	二四、〇三八	六一八	二四、六五六	二四、八七三	二六、九二六	△二、〇五三
強盜	二、二七四	一一一	二、三八五	二、二九四	二、二八七	△九
賭博及ヒ富籤	一、八一九	二九	一、八四八	一、九四二	二、三〇七	△一、三五五
詐欺及ヒ恐喝	四、八七二	八六	四、九五八	四、九九四	五、三六九	△一、三七五
橫領	一、九四四	九	一、九五三	一、九六九	二、二三三	△一、二六四
廢棄及ヒ隱匿	四六九	三三	五〇二	五一一	六六八	△一、一五七
通貨偽造	一〇二	一	一〇三	二五	四一	△三六
文書、有價證券偽造	九六一	一〇	九七一	九九五	一、一三一	△一、一三六
印章偽造	二五	一	二六	二四	三四	△八
偽證及ヒ誣告	四五	一	四六	四四	五四	△一〇
猥褻姦淫及ヒ重婚	四一	一	四二	四四	四六	△二
傷人	四三	一	四四	四四	四八	△四
殺兒	二、〇三九	一三	二、〇六二	二、〇一一	二、〇三三	△二九
逮捕及ヒ監禁	二、六四八	二八	二、六七六	二、〇一一	二、〇三三	△二四三
墮胎	一六	一	一七	一三	一五	△二
公務執行妨害	一七	一	一八	一四	一五	△一
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	六三	一	六四	六三	七三	△一〇
放火	四、五八	四	四、六二	六	六〇	△五、五九四
住居ヲ侵ス	一、二一七	一	一、二一八	二八	三六	△一、一八二
略取及ヒ誘拐	一六二	二	一六四	四七九	九〇一	△七三二
其他	二〇四	九	二一三	一四七	一七四	△二七
計	四四、〇三八	一、四九一	四五、五二九	四五、九〇七	四九、六七四	△四、七六七
陸海軍刑法	五八	一	五九	六八	四二	△一七
森林法	八二	一	八三	八七	二七	△四〇
徵兵令	一五	一	一六	一九	二二	△六
郵便及電信法	一八二	一	一八三	二〇三	二〇八	△五
警察犯處罰令	五九	一	六〇	七六	八	△一六
其	一八二	一	一八三	二〇三	二〇八	△五
警察廳令及ヒ警察令	六	一	七	七六	八	△七〇
計	四四、四五四	一、五一〇	四五、九六四	四六、三八五	五〇、二〇二	△四、二一八

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減
竊盜	二四、〇三八	六一八	二四、六五六	二四、八七三	二六、九二六	△二、〇五三
強盜	二、二七四	一一一	二、三八五	二、二九四	二、二八七	△九
賭博及ヒ富籤	一、八一九	二九	一、八四八	一、九四二	二、三〇七	△一、三五五
詐欺及ヒ恐喝	四、八七二	八六	四、九五八	四、九九四	五、三六九	△一、三七五
橫領	一、九四四	九	一、九五三	一、九六九	二、二三三	△一、二六四
廢棄及ヒ隱匿	四六九	三三	五〇二	五一一	六六八	△一、一五七
通貨偽造	一〇二	一	一〇三	二五	四一	△三六
文書、有價證券偽造	九六一	一〇	九七一	九九五	一、一三一	△一、一三六
印章偽造	二五	一	二六	二四	三四	△八
偽證及ヒ誣告	四五	一	四六	四四	五四	△一〇
猥褻姦淫及ヒ重婚	四一	一	四二	四四	四六	△二
傷人	四三	一	四四	四四	四八	△四
殺兒	二、〇三九	一三	二、〇六二	二、〇一一	二、〇三三	△二九
逮捕及ヒ監禁	二、六四八	二八	二、六七六	二、〇一一	二、〇三三	△二四三
墮胎	一六	一	一七	一三	一五	△二
公務執行妨害	一七	一	一八	一四	一五	△一
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	六三	一	六四	六三	七三	△一〇
放火	四、五八	四	四、六二	六	六〇	△五、五九四
住居ヲ侵ス	一、二一七	一	一、二一八	二八	三六	△一、一八二
略取及ヒ誘拐	一六二	二	一六四	四七九	九〇一	△七三二
其他	二〇四	九	二一三	一四七	一七四	△二七
計	四四、〇三八	一、四九一	四五、五二九	四五、九〇七	四九、六七四	△四、七六七
陸海軍刑法	五八	一	五九	六八	四二	△一七
森林法	八二	一	八三	八七	二七	△四〇
徵兵令	一五	一	一六	一九	二二	△六
郵便及電信法	一八二	一	一八三	二〇三	二〇八	△五
警察犯處罰令	五九	一	六〇	七六	八	△一六
其	一八二	一	一八三	二〇三	二〇八	△五
警察廳令及ヒ警察令	六	一	七	七六	八	△七〇
計	四四、四五四	一、五一〇	四五、九六四	四六、三八五	五〇、二〇二	△四、二一八

時事だより

甲突生

▽司法

官會議は去る十二日より一週開開催せられ、例の如く時代に適して事務を處置すべく、夫々の指示あり協議あり御陪食や饗宴やなど、維日も足らぬ有様に終つたやうである。別に例年に變りはないやうである中にも、今回は更に行刑の方面に注意すべく而して其實況に通じ、以て法の適用並に其効用の首尾徹底に努むべきを高調せられたやうである。要するに司法なる省名の下に各機關をして首尾聯絡相頼相助しむるの趣旨にして當然の事とは云ひ乍ら斯かる氣運の濃厚を見るは確かに司法機關將來の開展進歩を徵象するものと云ひ得られやう。

▽融合

密接は首尾聯絡の先決問題であるためか、今回の司法官の招宴に監獄側代表者として典獄をも加へられたのは、是は破天荒の沙汰で未曾有の事であるが、小事のやうであつても大臣より斯く公平に待遇せらるゝ事は、機關聯絡上の實物教育であると同時に如何に司獄官の獎勵になるであらう

▽分掌

本省局課の分掌事務中にも時代と共に變更改廢の必要を認められ、夫々起案の上閣議に迄提出され、最早發表にもならぬとするか、其内容が確言出来なけれ共監獄局の如きも或る事務が加はると同時に又た削られて他へ移るものもあると云ふ、それにしても事務は殖へるのみであつて、目下の様子では監獄局の如き屬官の不足を感じつゝあるは全く事實の如くに觀へる。

▽勤務

法は目下の戒護員に係る大問題であつて、之に對するの本省の調査研究は一通りの骨折でない、辻事務官の如きは日夜之が爲めに膠漿を絞り殆んど餘力を残さざる有様に窺はれてゐる。必ず適當に解決せらるゝ日は遠きにあるまい、けれ共根本的の解決は經費豫算の上に莫大(約百五十萬増加

▽糞尿

問題は都會に於ける一種の生活難である。生活難と云へば單に口から入れる物にのみ解釋する、けれ共又た尻から出す物にも考へ及ばねばならぬ即ち出入共に其始末に困難を感ずるは同じく是れ生活難であるまいか、兎も角都市に於ける糞尿問題は目下の一大脅威である。處が監獄の生活難は口に非らずして尻にあるので、都會何れの監獄でも此糞尿問題には閉口しつゝ、莫大の費用を掛けてゐるにも拘はらず、近時増々其始末に究する有様になつて來た、東京では何れもそうであるが就中巢鴨に於ては其困難滿喫の姿聞くにも忍びない苦心の様である。仄聞するに一ヶ月實に六百圓の汲取料を拂はねば始末が付かぬと云ふに至つては驚かざるを得ない他の在京監獄多少の差こそあれ何れも皆な困り切つてゐる。就ては巢鴨大月典獄の奔走本省芥川衛生官の調査となり、一露人の新案に係る簡便なる焼却法の研究にも着手して居られるやに窺はれる此問題に就ては早晩各地共必ず遂着することであらうから、各監獄共今より之に備ふる所であつて可也と信ずる。

談話室

予は看守諸君と語る

典獄 有馬四郎助



(品格の養成と作爲)

我が親愛なる看守諸君、

遇囚の事は口先や手先の仕事に非ずして腹の仕事也、然るに動もすれば人に忘却せられんとするは此點也とす、世には口八丁手八丁なる才物ありて大に幅を利かす實例多し、斯かる才物是用ひ所に依りては頗る調法なるが故に、彼等に副利かされるも亦た止むなき所、而して斯かる人物は得々として人に羨ましがられることを本懐とし、無智の人は威々として之に及ばざるを憂ひとす、是れ兩つ乍ら誤まれる

の甚しきものにして、其愚や共に憐むべし。若し一たび此弊遇囚の任にある司獄官に及ばんか、飛んでもなき不結果を來たすは明かにして、恐れても尙ほ怖るべきは唯だ此一事なりとす。

口八丁手八丁の人物のみが重要視せらるゝは決して健全なる世間に非ず、何となれば斯かる才物を要するは素と誠意なき口先手先の仕事にて事足れりとする證據なれば也。蓋し斯の如きは正直が總ての成功の母なる道理すら未だ理解し能はざる低級の民度と謂はざるべからず、而かも滔々口八丁手八丁の輩

が時を得顔に、世間に跳梁跋扈するは今日の實況にして、此勢ひにて推移せば國家の將來は決して樂觀を許さず、眞に憂悞に堪えざるものなくんばあらざる也、是れ豈に輕々看過すべき事ならんや。

遇囚の事たるや彼等の精神的疾患を醫するにあれば、之に臨むに口先手先の仕事を以てするは、恰かも萬奏膏を以て萬病を治せんとするものにして、其迂愚失笑に價ひせずと云ふべからず、雷に失笑に止まれば可也彼等の輕佻浮薄なる氣風は、無遠慮に在監者に傳染し其才氣駛走れる不真面の態度は、在監者の疾患をして只だ倍々大ならしむるのみ、遇囚の本義も茲に至つて遂に根本より破却せられずと云ふべからざる也。

吾人の觀察に據れば才氣駛走れる口八丁手八丁連の抱ける考への中、必ずしも品格を無用視するに非ず、彼等は謂へらく是れなくして、人は人たる權威を保ち難く權威は人の斯世に處して一日も無かるべからざるもの、故に是が爲めには品格を作らざるべ

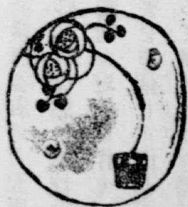
からざる、夫れ然り然れ共品格は素と養成すべく作爲すべきものに非ざるを如何、假りに作り得たりとせんもそれは眞に具備せるものに非ずして、粉飾せるもの謂はゞ俳優のそれと毫も異なる所なきもの也。

斯の如く養成と作爲は截然區別すべきものにして決して混同すべきものに非ず、然るに世間往々にして之を同視する者あるは、吾人の甚だ遺憾とする所養成とは根本を培ひ自發せしむるの意味也、作爲とは自發に非ず表面を繕ふの意味也、故に其差や少々に非ず従つて其結果も亦た全く相反せざるを得ず、即ち養成に由れる品格は感化力を有するも、作爲に由れる品格は生命なき型に過ぎざる爲めに、何等の力なきのみか却て悪化を及ぼすと前既に述ぶるが如し。

然れば吾人は品格の養成を努めずして、之が作爲に陥るを避けざるべからず、同時に口八丁手八丁必ずしも吾人の美望に價ひするものに非ざるをも知るの必要あり、吾人の見る所を以てすれば作爲せざる

所に社眞の養成は期すべけれ、作爲既に眞鑿を缺く虚欺之に伴ふは必然の數也、品格を銜ふとは即此謂ひにして、之を犬芝居の所作と見るも敢て差支はあらず、犬芝居にては如何に巧みなるも涙は出でざる也、由來お上手者の爲す所に眞正の成功あるべき筈なきに、尙ほ之をも覺らずして隨所にお上手者たらんとする者の多き、洵に以て苦々敷限りと謂ふべし。

愚は愚を守るべしとは陳腐と雖も至言也、惻巧振り學者振り物識振り其他何事にも振僻程見苦しきはなし、知るを知るとし知らざるを知らずとし、如何なる場合にも然り／＼否な／＼主義を以て立つは、是れ人間の眞骨頂にして、聲望と信賴は必ず其人の有ならざるべからず、之に反し所謂振主義を取る時は必ず化皮剥けて信用地に墜る目の來るは觀面也然れば職務柄品格の養成を尤も必要とする司獄官にして、果して此等の時弊に鑑みる所なくして可ならんか、吾人は深く省みて只だ之を餘所に見るの秋ならざるを感ずるや切也、幸にして此に諸君の一考を煩はすを得ば予が望み既に叶へりと謂ふ可し。



新時代
「吾人の覺悟」
井上榮次

湖の水も天水桶の水も等しく水なり。然るに古來湖の水の腐敗せるを聞かざると同時に天水桶の水の僅々數日にして腐敗するは、夏日何人も實見する處なるべし。蓋し前者の腐敗せざるは、常に滾々として盡きざる多量の清水の注がれ、水草多く生じ、且つ時々風伯の刺戟を受けて空氣に觸るゝ面積を擴大し、加之排水口を有する等の爲に、新陳代謝盛に行はれ、毫も沈滯することなきに由る。之に反し、後者は常に清水注がず、水草生せず、風伯の刺戟なく、晝夜沈滯して毫も新陳代謝行はれざるに由る。之を歴史に就て見るも、希臘の思想界の混沌たるや、ソクラテス起り、中華民國の往時、仁義道德地を拂は

んとするや、孔子出で、印度の迷信盛にして國將に亡びんとするや、釋尊現はれ、耶蘇教徒の漸く腐敗せんとするや、ルーテル躍起し、盛に清新の思想を鼓吹し、大なる刺戟を與へて以て淨化したるに因らざるばあらず。又我國に於ても、遠く奈良朝及北條氏時代等は措き、近く徳川幕府の歴史を見るも、初代家康一度天下を掌握するや、多年の偏武の以て克く天下を治むる所以にあらずして、文武兩道の治國平天下を得べき所以を悟り、大に文を奨め、書を講せしめ、所て偏武を打破し、人心を更新し、而して徳川十五代の基礎を樹立したるにあらずや。然るに其後文に偏して所謂寛永時代を現出するや、吉宗紀州より入りて八代將軍となり、在職二十九年、人心を刷新して徳川幕府中興の大業を成したるも其後幕府に人材なく、宗教家にも亦其人なく、而して學者の多くも亦空しく舊套を株守し、世は泰平に訓れて字内の形勢を知らず、國民擧つて安逸を事とし、惰眠を貪ばり、社稷漸く危殆ならんとするや、水戸の

義公は大日本史を以て、頼山陽は日本外史を以て、大に思想界の革命を鼓吹したるが故に、志士油然として輩出し、遂に徳川幕府倒壊し、明治維新の展開を見たるにあらずや。

王政復古以來茲に五十年、而して現下我國思想界の趨勢如何と云ふに、海外思潮の激變に伴ひ、盛に權利の擴張を叫び、頻りに平等の精神を鼓吹して、人心を新にすべく、思想界の革命を促しつゝあり。而して此趨勢を如何にすべきか、刻下の大問題なり。然り刻下の大問題なるが故に、吾人は須らく靜思熟慮、研鑽討究以て之に處するの態度を確立せざるべからず。余は信ず、這個の思潮は決して絶對に、而かも俄然之を堰塞抑壓するの甚だ危険にして、彼の熊澤蕃山が、大雨あるや則ち馬を驅りて山野を跋躄し、自然の水流を察して敢て、其勢を沮止せず、隨所に堤塘を作り、又は新に水路を掘鑿して以て水害を防禦し、而して其功を收めたるのみならず、反つて舟行の便を得て地方の開発に資したるが如く、

其思潮を或は舊塘を徹して其流を緩にし、或は新堤を築きて横流を拊制し、又は奔湍を凌濶し以て之を純日本化して、而かも其新銳の氣を、國運發展上に利用する賢なるに如かずと。人或は云はん、斯の如きは畢竟痴人の夢たらずんば時代錯誤のみと。然れども佛教の渡來を見て、神罰立ちどころに到るべしとして之を迫害し、耶蘇教の入り來るや、神佛の怒に觸るゝは勿論、國を亡ぼすものとして之を窘窮したりしも、遂に其目的を達し得ざりしのみならず、危険視されたる佛教は、現に既に全然日本化され、國敵視されたる耶蘇教も現に日本化しつゝありて、何等危険の虞なきのみならず、反つて國運發展の基礎的勢力を爲し居るを見れば、余の論の是にして、論者の見の非なるを肯定せざるを得べし。斯く論じ來れば、時に新なる思想の襲來して、舊思想を打破し、新陳代謝を行ふの反つて國政上必要な所以を首肯せらるべし。

つら／＼我監獄界を見るに、多年凝滞沈澁し居た

る受刑者の心理状態は、一時階級處遇に依りて覺醒せんとしたるも、南風競はず、忽焉として間もなく舊態に復したりしが、明治四十二年刑法及監獄法並にそが附屬法規の改正に依りて、心理状態を一變したるも、是れ亦須臾にして科刑程度の殆んど復舊せしに伴ひ自然舊態に復し、其後大正元年及同三四年の恩赦に依りて一時覺醒したるも、由來恩に狎れ、恩を忘れ易き素質を有する人間味に乏しき彼等は、又復聖恩を忘却して何等自覺する處なく、空しく今日に至りたるを以て、吾人は何等かの手段を用ひて彼等の精神の沈滞を刺戟し、凝固を打破して以て、昏睡状態より覺醒せしめざるべからず。茲に於て乎斯道の先覺者に頼りて、何等かの試の實現せんことを切望に堪へざるなり。

新思潮の澎湃として我國に侵入せしは、歐洲大戰中よりにして既に歳あり、従つて受刑者中にも其思想の何たるかを理解し、又は夫れ等の者に依りて好奇心を嗾られ居る者多數あるならん、然れども獄則

の殿として犯すべからざるものあり、爲に其影響としては常に未だ何等見るべきものなしと雖も、處遇の如何に依りては、何時如何なる形式態様に於て現れ来るなきやを保せず、茲に於てか吾人は内に大に省みて緩和の態度を持し、以て其の醜醜醜成を豫防すると同時に、這個の思想を逆用して遷善の要具とし、一面彼等出監後反動的に危険思想を懐かしめざるは勿論、雜然たる思想界に出入して克く針路を誤らしめざるの精神の練磨を爲さしむるの用意なかるべからず、而して之を爲すには、爲し得る丈の「或者」を所有せざるべからず。多數者は動もすれば輒ち言ふ、五倫の精神を注入せば受刑者化すべしと、然り多數者の説眞に吾人を欺かず、然りと雖も受刑者は決して舊阿蒙にあらず、彼等の多くは古言舊語を其儘聽くを欲せず、陳套常語は之を捨て、顧みず、然らば則ち彼等の聽かんと欲する處のものは何んぞや、他なし、現代的用語乃至事例を以て言ひ表はさるゝ五倫の精神なり。難いかな、然れども吾人は彼

等の期待に辜負することを得ざるなり。余の所謂「或者」とは、其期待に辜負せざる處のもの即ち力に外ならざるなり。
彼の威客張りて内容整はず、亭々として自ら高きに居るも、何等味ふべきものなく、又は巧言令色一時を瞞過せんとするが如き才子振りは、徒らに彼等の嗤笑を買ひ、嘲笑を浴び、實に其人格を損するに止まらず、行刑の價値をも減じ、併て國家の威力をも傷け、改善の可能性を有する者をさへ、反つて迷路に彷徨せしむることなきを保せず、況んや可能性乏しき者をや。
斯く論じ來れば、余自身先づ轉た忸怩たらざるを得ず。若し夫れ同感の士あれば來れ共に憂へん、而して共に學び且つ共に力めん哉。

ラツグルス、ブライス卿の退職

多年英蘭及ウエールス監獄委員の議長であつて、萬國監獄大會の委員會々長を兼ねるエベリン、ラツグルス、ブライス卿は恩給を得て今回退職した。同氏の地位は我國の監獄局長に相當するのであるが、千八百九十二年に初めて監獄委員に任命せられ、懲役監獄相當の主任となり、千八百九十五年局長に進んだ。今年に至るまでの四半世紀間局長在職中に、英國監獄制度を全く見違へる程に進歩させた。即ち同國では千八百九十八年に監獄法を改正して、在監人の分類法を創め、千九百〇八年には有名なる犯罪豫防條例を發布して

一面には少年(十六歳以上)犯罪者に特別の教養を施すボースタル制を設け、他の一面には習慣犯罪者に對する豫防拘禁制を立てた。千九百十四年には刑事行政法の改正をした。是皆ブライス氏の創意と努力に出でたもので、之をブライスの三大法律と稱せられて居る。又千九百〇八年に十六歳以下の年少犯罪者取扱法も同氏の力に負ふことが大きい。此の如き制度の新設改善は同氏の懐いて居る強き人道主義の信念から現れたものである。曾て同國監獄醫ゴリーング博士に犯罪人の大調査を遂げさせ、其結果を自ら紹介して發表させ、

之によりて伊太利學派の犯罪人家型を打破し、犯罪人は家庭の教養社會的境遇の缺陷から生ずることを闡明した。又自ら千九百十年の米國に於ける萬國監獄大會に出席して、犯罪人定型などは斷じて認めぬと喝破したのも、確に同氏の信念を窺知するに足りる。今や戦後の社會的施設と相俟ちて、一段と犯罪者處遇の改善を必要とする時機に際し、殊に次回の萬國監獄大會の倫敦で開かるゝ豫定となつて、同氏が其委員長であるのを考へても同氏の退職は獨り英國の爲のみならず、世界の監獄界の損失である。しかしながら、同氏の在職中に殘された功績によりて、其名は決して忘れられないこと、信する。(丁英生)

通牒欄

司法省 監獄局監甲第六七四號

檢事

刑期六月以上ノ懲役刑ノ執行ヲ指揮シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ハ執行監獄ノ典獄ニ對シ別紙様式ノ通知書ヲ作成シテ送付スヘシ禁錮又ハ刑期六月未滿ノ懲役刑ノ執行ヲ指揮シタル場合ニ於テ特ニ必要アリト思料シタルトキ亦同シ但シ大審院ニ於テ破毀自判シタルトキ同院檢事ニ於テ作成シ難キトキハ第二審裁判所ノ檢事ヲシテ作成送付セシムルコトヲ得

大正十年九月二十日

司法大臣伯耆 大木 達吉

大正 年 月 日

監獄 裁判所

項及通知候也必要アル場合ハ一件記録費覽ニ可供候

累犯ノ原因	因テラサ	ル前科	起訴又ハ	性行	犯罪ノ原	實因タル事	科刑ニ對	スル意見	行刑上ノ	希望	其他

記載例

- 一、本文冒頭ノ空白ニハ受刑者ノ氏名ヲ記入ス
- 二、累犯ノ原因タラサル前科欄ニハ刑法第九條所定ノ主刑ニ付判決言渡年月日、言渡裁判所名、罪名、刑期、金額ヲ記載ス其執行猶豫ノ期間滿了シタル場合亦同シ
- 三、微罪又ハ起訴猶豫欄ニハ不起訴處分ニ附シタル年月日、檢事局名、罪名、犯罪事實ノ概略ヲ記載ス警察官署ニ於テ微罪釋放ニ付シタル場合亦同シ
- 四、性行欄ニハ性質、素行、習癖等ヲ記載ス
- 五、犯罪ノ原因タル事實欄ニハ主刑の原因

司法省 監獄局監甲第七三五號

大正十年九月二十七日

司法省監獄局長 山岡萬之助

典獄 御中

大正十年八月中假出獄許可並取消人員表、同假出獄者罪名別表、同假出獄取消罪名別表爲御參考及送付候也

監獄別 小 東 豐 橫 浦 前 千 水 宇 長 甲 靜 名 安 藤 岐 福 金 澤 井 泉 所 津 屋 岡 府 野 宮 戶 業 橋 和 演 鴨 摩 京 菅

大正十年八月中假出獄許可並取消人員表

大正十年	假出獄許可人員	大正十年	假出獄取消人員
八月	累計	八月	累計
自一月至八月	自一月至八月	自一月至八月	自一月至八月
至大正十年	至大正十年	至大正十年	至大正十年
八月	八月	八月	八月
累計	累計	累計	累計
自一月至八月	自一月至八月	自一月至八月	自一月至八月
至大正十年	至大正十年	至大正十年	至大正十年
八月	八月	八月	八月
累計	累計	累計	累計

監甲第七四六號

監 獄

監獄間ニ於テ職員ノ會同ヲ爲サントスルトキハ開催地ノ監獄典獄ヨリ會同監獄職員會期議事項目其ノ他必要ナル事由ヲ具シテ申請スヘリ前項ニ依リ認可ヲ受ケタル典獄ハ會同ノ結果ヲ申報スヘシ

彙 報

橫濱監獄教誨堂入佛

式概況

開監獄にては僅テ教誨堂改築中ノ處工事落成シ、十月二日入佛式慶讚法會を修行セリ、當日は大谷派本願寺より連枝大谷勝眞師參向、來賓として山岡監獄局長、芥川監獄衛生官、北島輔成會主事、末永橫濱裁判所長、南谷檢察正、久保田橫濱市長、權藤教學部録事、佐伯慈德會長等、市内各宗僧侶を通じ六十餘名式は午前十時典獄の告示に始まり入佛式、慶讚法會、教誨師表白、典獄讀辭、山岡局長、大谷派寺務總長、佐伯慈德會長の祝詞、御連枝

右訓令ス

大正十年九月三十日

司法大臣伯爵 大木 達吉

監甲第七四六號

大正十年九月三十日

司法省監獄局長 山岡萬之助

教誨、隨行布教使伊藤大忍師の講演にて終る、一般受刑者には大谷派本願寺並に特志者渡邊玉子刀自の寄贈にかゝる供物を分與セリ。

表 白

大心海中一切三寶而言

佛眼一視 雖無怨親

大悲利生 欲度苦厄

佛法遠義 自受累親耻

族親別居 身委囹圄下

恭惟 隨緣施化

大悲無盡 矜哀逆惡洽救詳萌

聖恩無窮 至仁至慈

受撫蒼生無隔自他

標記ノ件今般別紙ノ通訓令相成候ニ付テハ明治二十八年六月內務大臣訓令第四五五號明治二十八年四月警獄發第一五號內務省監獄警保兩局長通牒及明治四十三年七月監甲第五二六號司法省監獄局長通牒ハ自然消滅シタル備ト御承知相成度候

于爰 篤請三寶 嚴飾奈苑 奉誦大乘妙典 虔念善逝嘉號 仰願 藉期薄緣 報夫 佛恩 冥宇和順 日月清明 佛日增輝 法輪常轉 伏乞 三寶哀慈納受 大正十年十月二日 橫濱監獄 教誨師 土倉 是空

本日大谷派本願寺連枝光德院殿ノ來錫ト閣下並ニ諸賓ノ臨揚ヲ辱リシ當監放誨堂入佛ヲ獲ラレンコトヲ以テ祝詞トス 大正十年十月二日 大谷派本願寺 寺務總長 阿部 惠水

祝 辭

如來法身ノ光輪キハモナク幅ク三塗八難ノ幽闇ヲ照シ大悲ノ願船止ム時ナク廣ク五濁六凡ノ群生ヲ度シ給フ無邊ノ佛智廣大ノ悲愍思蹟スヘカラス恭シク惟レハ本月本日當監獄教誨堂改築ノ功ヲ竣ヘ新ニ阿彌陀佛ノ尊像ヲ奉安シ茲ニ入佛ノ盛典ヲ舉行セラルル等些方我力無下保護事業ニ執掌スルコト茲ニ多年常ニ監獄教誨ト唇齒輔車ノ因縁アルヲ以テ本日馳セテ此ノ盛典ニ列ス慶讚何ソ盡キンヤ希クハ信心歡喜共ニ遍照ノ光明ニ照サレ同登菩提心共ニ大涅槃ノ境ニ遊ハシコトナリ一言以テ祝辭トナス 大正十年十月二日 社團法人神奈川縣佛教慈德會々長 佐伯 隆運

彙 報

ノ式典ヲ舉グルヲ得タルハ本職ノ最モ光榮トシ感謝ニ堪ヘサル所ナリ 抑行刑ノ權機ハ音ニ峻嚴假借ノキ弊恣ニノミ俟ツヘキニアラスシテ相憐相愛克ク諭シ克ク導キ以テ精神の薰化ヲ施スニ憑リテ始テ其輔成ヲ完フセサルヘカラス是ニ於テ乎大谷派法主誓下ニハ悉令就善ノ金句ヲ染筆下附セラルト、共ニ妙好者太田久七氏ノ篤志ニ依リテ金色優爛タル宮殿ノ寄贈ヲ受クルニ至レリ今哉莊嚴ノ結構設備ノ整頓其双璧ヲ盡シ得タルハ蓋シ本職ノ喜ビ曷ノ之ニ如カシ矣 聞道信ハ莊嚴ヨリ起ルト入堂跪座一タヒ佛陀ノ尊容ヲ瞻仰シテ扇額ノ聖訓ニ觸レンカ誰カ心境自ラ肅然トシテ反省悔悟ノ一念ヲ惹起サザルモノアラシヤ 茲ニ本日ノ盛典ニ值遇シテ肝銘志ル、コトナク益々改悛ノ實績ヲ奏シ國恩ノ萬一ニ奉答セシコトヲ望ム一言以テ祝辭トス 大正十年十月二日 橫濱監獄 典獄從五位勳五等 加藤勝次郎 祝 辭

維時大正十年十月二日橫濱監獄教誨堂改築正ニ成リ其入佛ノ式ヲ舉グルニ方リ一言陳

フル所アラムトス 等シク是皇國ノ民如何ナレハ罪科ヲ犯シ囹圄ノ身トナレルカ前世ノ宿因ニ由ルカ將又現世ニ於ケル俗性ノ然ラシムル所カ願クハ彌大悲大悲ノ功德ニ頼リテ之ヲ救濟シ過テ改メ善ニ遷リテハ忠孝ノ民ト爲リ死シテハ極樂淨土ハ往生スルヲ得セシムルコト是聖上陛下赤子ヲ愛撫シ給フ御仁慈ニ副フ所以ナルヘシ今ヤ堂新ニ成リテ莊嚴ヲ加ヘ佛光赫耀トシテ獄裡ニ遍照ス當該職員諸君ノ薰化ニ俟ツモノ多大ナラムトス之ヲ以テ祝辭ト爲ス 大正十年十月二日 司法省監獄局長 山岡萬之助 祝 辭

觀無量壽經ニ曰ク佛心者大慈悲是也ト因縁拙クシテ法網ニ觸レルト雖モ慈眼焉ソシ其人ヲ惡マンヤ如來ハ唯速ニ此道緣ヲ機トシ前非ヲ悔ヒ如來ノ眞實心中ニ活キンコトヲ念シ給ヘリ希クハ此大悲ノ佛前ニ跪キ廻心懺悔シテ外國家ノ良民トナリ内無窮ノ幸福 今日此の監獄の入佛式が擧げらるゝにつきては招待を受け参向致しました。 皆の方々さかいふ處で顔を合はせることはまことに自分の悲みとする所でありませ

愈々此の教誨堂の改革も出来まして我が本願寺法主には「悉令就善」といふ額面を揮毫せられ、それが此處に掲げられたるはまことに悦ばしいことと思ふのであります。抑て此の額面の意味を簡短に一言お話し致しまして、「悉令就善」といふ辭句は眞宗所依の三部經の中に、無量壽經の下の卷には「善惡段」といふて五つの惡を誡め五つの善を勸めてあります。之れを五惡五善と言ふのであります。之れは世間で言ふ五常の道と同じやうなものであります。世の中の五つの惡を擧げ、因果の理法の長るべきを教へさうして總ての人が善に就かなければならぬことを述べられたもので、その最後に書いてあるのが、此の「悉令就善」といふお言葉であります。

唯今本願寺事務總長の祝詞の中にもありました通り人にも佛心が第一であります。如來の慈悲さいふものは到底我々の想ひ量ることの出来ないものであります。日々自分達はこの有難い大慈悲を蒙りつゝあるのではありませんが、それを氣付かず隨つて感謝の念が起らずに居るのであります。一例を申しますれば此の空氣でありますが、若しも

此の空氣が無くこれを呼吸することが出来なかつたならば我々は一日も生存することが出来ないものであります。これと同じやうに我々が今日此の社會に於て居るの目的に携はり、また、各自夫れ／＼の目的に向て進んでゆけることは皆なこれ大慈悲のお蔭であります。かう考へて見るならば如何なる人でも此の廣大なる慈悲に對して感謝せざるを得ないのであります。皆の方が當監獄に、如何なる縁であつたか知らぬが、世間の人が恥づる因はれの身の上となつたといふことは、まことに氣の毒なことであつてこれは昔に昔の方の不幸のみではなく父母妻子眷屬延いては社會國家の不幸である。

然るに 天皇陛下に於かせられてはいづれも赤子と思召され、特別の御仁愛を皆の方の身の上に注がせられ、此の教誨堂の改革となつたのであります。故に皆の方も、先に申した如來の大慈悲と陛下の恩召とを考へて一日も早く改過遷善の上目出度出獄し世の爲め國の爲め奉公の誠を盡して貰ひたい、それに第一自分の心を淨くしてかゝる必要がありませぬ。ツマリ 陛下の御懿徳、如來の慈悲を渺々とし身に感じ、因果の理

法を畏れて、精神的に此の額面の如く立派に改換し以て幸福なる社會の人となられんことを希望致します。今日はこれで。

司法官會議概況

例年の如く去十二月より五日間全國司法官の代表者を召集して協議會を催した。大臣及檢事總長の訓示は當時新聞紙上に掲載されたるを以て今は略し、單にプログラムのみを左に掲げる。

日	時	内容
十二日	午前	大臣訓示 (十時於會議室)
十二日	午後	次官注意 (十一時於會議室)
十三日	午前	檢事總長訓示 (十時於會議室)
十三日	午後	協議會 (十時於會議室)
十四日	午前	協議會
十五日	午前	協議會 (勅任官御陪食(賜餐) 同待遇)
十五日	午後	協議會
十八日	午前	協議會 (於總理大臣官邸)
十八日	午後	協議會

陸軍監獄被服給與規 則中改正

陸軍第六十三號陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍備人被服給與規則中左ノ通改正ス
大正十年十月二十五日

陸軍大臣 山梨 中造
第一條 陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍備人ノ被服給與ハ本規則ニ依ル

本規則ニ於テ備人ト稱スルハ陸軍跡鐵工陸軍看病人陸軍調教手守警芝園番給仕小使看馬夫及馬丁ヲ謂フ
第二條中「陸軍備人」ノ下ニ「調教手ヲ除ク」ヲ加フ

第三條中「前條」ヲ「陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍備人(調教手ヲ除ク)ニハ前條」ニ改ム
第四條中「看馬夫」ヲ「調教手看馬夫」ニ改ム
第八條ノ二 調教手ニ要スル被服ハ各隊ニ備附ケ第二表ノ定數ヲ貸與スルモノトス
前項被服ノ保續ハ各隊ニ於テ行フモノトス
第九條中「官衛ヲ」部隊」ニ改ム(圖表略)

監獄事故

○無期懲役徒刑の有實受刑者逃走

八月二十三日午後零時三十分頃十勝監獄脚踏分監擴張工事出役中の有實無期懲役囚一名逃走し、罷役時之を發見して始めて手當を爲し、翌二十四日午前一時逮捕するに至れり。其の原因は、(一)戒護擔當の看守が本因を視線外に放置したる爲め、看守合宿所に於て現金五圓を窃取し得たること、逃走企圖の動機となりしこと。(二)優遇の意味に於て獨鎖を施し行動自由なること、且其の掛け方緩なりし爲め之を解脱し得たること。(三)戒護擔當看守が倉庫内に本囚一名を殘留しなから、之を他の看守に引繼ぐことを失念して他方面に去り全く無戒護に放置したりしこと。(四)工事場人員及戒具の検査は午前九時午後二時の二回監督部長に於て定時検査すべき内規のところに、同部長の過怠の結果、異狀を發見し得ざりしことに因る。

○發作的に精神變調を來し傷害
八月二十日午前九時十分頃札幌監獄に於て指物工に出役中の受刑者十名、何の理由も無く突如隣席受刑者の後頭部を手斧を以て斬り付け、長さ三寸七分深さ頭蓋腔内に達する重傷を負はしめ、治癒四ヶ月を要する見込なり。事故發生の原因と見るべきは、加害者は屢々發作的精神變調を來たし、都度兇行癖を有する者なること明白なりしに拘らず、一時精神の鎮靜を認めたること。本受刑者が指物に堪能なる等の理由により、兇行の前日獨居拘禁を解きて指物工場に出役せしめたるに在るものなり。

○誤解より傷害
九月七日午前五時三十分秋田監獄の監房より、工場へ赴く廊下に於て、一受刑者が誤解の廉より怨を懷き、監房備付唾壺を以て、突然同受刑者を打撃し治療約十日を要する創傷を負はしめたり。

○鐵構にて傷害
九月二十八日午前八時十分長野監獄鐵構工場に於て、受刑者一名は鐵蓋附屬の鐵構を取外し、折柄機蓋の修理を爲しつゝ、ありし隣席の受刑者一名を毆打し、治療約三週間を要す

明治大學教授 岡田庄 著

刑法要論 全

正價金 參圓五十錢
送料内地廿四錢滿韓五十五錢

本書ハ岡田教授ガ主トシテ司法警察官巡查看守憲兵諸氏ノ參考書トシテ編述セラレタルモノナリ

岡田庄 著

刑法原論 總論第十二版 各論第十版 正價各金四圓

送料内地廿四錢滿韓五十五錢

發行所

東京神田駿河臺

明治大學出版部

振替口座東京三二六五番

明治大學出版部